

海外諸国の金融機関における償却・引当制度及び実務上の対応  
調査報告書

平成 14 年度  
金融庁委託調査

中央青山監査法人  
PRICEWATERHOUSECOOPERS 

## はじめに

本報告書は、金融庁との間で締結された契約「海外諸国の金融機関における償却・引当制度及び実務上の対応の調査」に従ってまとめたものである。

本報告書で取り上げるテーマは、同契約並びに金融庁との協議を踏まえ、「各国金融機関における一般貸出金の（財務会計上の）償却、引当に関するルール及び実務上の対応」とした。調査対象国は、米国、英国、ドイツ、フランスの4カ国であり、主に当該各国におけるマネーセンターバンクを想定することとした。

本報告書の作成にあたっては、当法人がそのメンバー・ファームとなっているプライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers; PwC）のネットワークを活用し、当該諸国の情報収集を行った。

調査にあたっては、各国毎に償却・引当に関わる法令、金融監督上の規制、銀行業界の規律・規範、及び会計基準の取扱いについて分析するとともに、銀行の実務上の対応にも焦点を当てた。また、本邦との比較分析にも取り組んだ。

金融再生に向けた諸政策が企画立案、実施される中、本報告書が金融庁での諸検討に際し、参考になれば幸いである。

平成 15 年 3 月

中央青山監査法人 金融部

### （注）

1. 本報告書の内容は、平成 15 年 1 月 31 日現在の情報を基礎としているが、できるだけ最新の情報を反映させることに努めた。なお、本報告書の内容は、収集した情報を各執筆者が分析した結果をまとめたものであり、本文中意見に亘る部分は執筆者個人の意見によるものである。当該国の関連法規制、会計基準等については、金融庁、中央青山監査法人の解釈を与えるものではないことを予めお断りする。
2. 本件はあくまでも純粋な調査を目的としたものであり、各国それぞれに事情が異なることから、当然のことながら、各国の制度・実務を単純に本邦のそれらと比較して優劣を議論することを意図したものではない。

3 .本文中に挿入した表については章毎に、また、脚注については節（見出し番号の× - ×のレベル。）毎に採番している。脚注は、各節の末尾に置いた。

4 .プロジェクト・メンバー（監修者並びに執筆担当者）

監修	白畑 尚志
第1章 米国	稲留 修
第2章 英国	増永 真、中村 美穂
第3章 ドイツ	稲留 修、山口 峰男
第4章 フランス	稲留 修、篠原 英次

5 .協力を得た主な PwC 海外事務所

PricewaterhouseCoopers New York、Washington D.C.、London、Frankfurt am Main、  
並びに Paris の各事務所

6 .金融庁側担当部署

監督局 総務課 監督調査室

## 目 次

． 委託調査内容	8
1．調査内容	8
2．具体的調査項目	8
． 調査対象国における償却・引当制度及びその実務の概略	9
第1章 米国	11
1 - 1 償却・引当制度の概観と実務において依拠すべきルール	11
1 - 1 - 1 規制の概要	11
1 - 1 - 2 米国における銀行の業態と経営形態	11
( 1 ) 商業銀行	12
( 2 ) 貯蓄金融機関	12
( 3 ) 信用組合	12
1 - 1 - 3 中央銀行	12
1 - 1 - 4 監督・検査の所管当局と銀行との関連	12
( 1 ) 商業銀行	12
( 2 ) 貯蓄金融機関	13
( 3 ) 信用組合	14
1 - 1 - 5 監督当局のガイドライン	14
1 - 1 - 6 業界ルール	15
1 - 1 - 7 会計基準	15
( 1 ) FAS 5	16
( 2 ) FAS 114	16
( 3 ) EITF Topic D-80	16
1 - 1 - 8 実務上の対応	16
1 - 2 債務者区分及び債権分類の方法	18
1 - 2 - 1 一般貸出金の評価基準並びに評価方法	18
1 - 2 - 2 一般貸出金の評価と金融検査との関係	19
1 - 2 - 3 本邦との差異分析	19
1 - 3 債権償却方法	21
1 - 3 - 1 一般貸出金の評価方法と債権償却との関係	21
1 - 3 - 2 債権償却処理の要件	21
1 - 3 - 3 債権償却額の算定	21

1 - 3 - 4	監督当局への報告、承認手続	21
1 - 3 - 5	本邦との差異分析	22
1 - 4	貸倒引当金に関する会計処理、表示	23
1 - 4 - 1	一般貸出金の評価方法と貸倒引当金との関係	23
1 - 4 - 2	貸倒引当金の種類	23
( 1 )	FAS 5 に基づく貸倒引当金	24
( 2 )	FAS 114 に基づく貸倒引当金	24
( 3 )	実務上の対応	24
1 - 4 - 3	貸倒引当金計上の要件	25
1 - 4 - 4	貸倒引当金計上額の算定方法	25
( 1 )	FAS 5	25
( 2 )	FAS 114	26
1 - 4 - 5	貸倒引当金の表示方法	26
1 - 4 - 6	監督当局への報告、承認手続の有無	26
1 - 4 - 7	貸倒実績率及び予想損失率と（一般・個別）貸倒引当金との関係	26
1 - 4 - 8	基準引当率の有無	27
1 - 4 - 9	貸倒実績率及び予想損失率適用の要件	27
1 - 4 - 10	貸倒実績率及び予想損失率の算定に関するルール	27
( 1 )	貸出金プールの分析方法	28
( 2 )	過去の実績算定期間	28
( 3 )	遷移分析	28
( 4 )	貸倒実績率	28
( 5 )	修正貸倒実績	28
( 6 )	分析期間	29
1 - 4 - 11	DCF 法の適用と算定方法	29
( 1 )	DCF 法と貸倒引当金との関係	29
( 2 )	DCF 法の適用における、そのルールと方法	30
1 - 4 - 12	本邦との差異分析	30
( 1 )	一般貸出金の評価方法と貸倒引当金との関係	30
( 2 )	貸倒引当金の種類	31
( 3 )	貸倒引当金計上額の算定方法	31
( 4 )	貸倒引当金の表示方法	32
( 5 )	貸倒実績率及び予想損失率と（一般・個別）貸倒引当金との関係	32
( 6 )	基準引当率の有無	32
( 7 )	貸倒実績率及び予想損失率適用の要件	33
( 8 )	貸倒実績率及び予想損失率の算定に関するルール	33

1 - 5	信用リスク管理モデル	34
1 - 5 - 1	信用リスク管理モデルを償却・引当及びリスク・アセット算出に用いている銀行に対する特別の開示要求の有無	34
1 - 5 - 2	新 BIS 規制案を踏まえて前倒しで既にリスク・アセット計測手法を開示している金融機関の有無	34
第 2 章 英国		35
2 - 1	償却・引当制度の概観と実務において依拠すべきルール	35
2 - 1 - 1	根拠法令	35
2 - 1 - 2	監督上のガイドライン	35
( 1 )	英国における金融監督制度	35
( 2 )	償却・引当に関するガイドライン	36
( 3 )	FSA への報告義務	36
( 4 )	FSA による金融検査	37
2 - 1 - 3	業界ルール	37
2 - 1 - 4	会計基準	37
2 - 1 - 5	実務上の対応	38
( 1 )	引当金規程の制定	38
( 2 )	FSA 銀行業務基準書における引当金規程に関するガイドライン	38
2 - 1 - 6	本邦との差異分析	41
2 - 2	債務者区分及び債権分類の方法	42
2 - 2 - 1	一般貸出金の評価基準並びに評価方法	42
( 1 )	監査上のガイドライン及び業界ルール	42
( 2 )	実務上の対応	42
2 - 2 - 2	一般貸出金の評価と金融検査との関係	42
2 - 2 - 3	本邦との差異分析	42
2 - 3	債権償却方法	43
2 - 3 - 1	債権償却方法についてのルール	43
( 1 )	監督上のガイドライン	43
( 2 )	業界ルール	43
2 - 3 - 2	一般貸出金の評価方法と債権償却との関係	43
2 - 3 - 3	債権償却処理の要件	43
2 - 3 - 4	債権償却額の算定	44
2 - 3 - 5	FSA への報告、承認手続	44
2 - 3 - 6	本邦との差異分析	44

2 - 4	貸倒引当金に関する会計処理、表示	46
2 - 4 - 1	貸倒引当金に関するルール 種類と設定の要件	46
	( 1 ) 監督上のガイドライン	46
	( 2 ) 業界ルール	46
2 - 4 - 2	一般貸出金の評価方法と貸倒引当金との関係	47
2 - 4 - 3	貸倒引当金の計上に関する実務上の対応	47
2 - 4 - 4	貸倒引当金計上額の算定	48
	( 1 ) 貸倒引当金計上額の算定	48
	( 2 ) 貸倒実績率及び予想損失率	49
	( 3 ) DCF 法の適用と算定方法	49
2 - 4 - 5	貸倒引当金の表示方法	49
2 - 4 - 6	FSA への報告、承認手続の有無	49
2 - 4 - 7	本邦との差異分析	49
2 - 5	信用リスク管理モデル	50
2 - 5 - 1	信用リスク管理モデルを償却・引当及びリスク・アセット算出に用いている銀行に対する特別の開示要求の有無	50
2 - 5 - 2	新 BIS 規制案を踏まえて前倒して既にリスク・アセット計測手法を開示している金融機関の有無	50
第 3 章	ドイツ	51
3 - 1	償却・引当制度の概観と実務において依拠すべきルール	51
3 - 1 - 1	根拠法令	51
	( 1 ) 商法	51
	( 2 ) 銀行及び信用機関の会計に関する命令	52
	( 3 ) 銀行の貸出金に対する一般評価減に関する 1994 年 1 月 10 日付連邦大蔵省通達	52
	( 4 ) 銀行法	52
	( 5 ) 金融監督庁告示 2002 年第 34 号「信用機関における貸出業務に関して最低限遵守すべき事項」	52
3 - 1 - 2	監督当局のガイドライン	54
3 - 1 - 3	業界ルール	54
3 - 1 - 4	会計基準	54
3 - 1 - 5	実務上の対応	55
3 - 2	債務者区分及び債権分類の方法	56
3 - 2 - 1	一般貸出金の評価基準並びに評価方法	56
3 - 2 - 2	貸出金の査定と金融検査との関係	57

3 - 2 - 3	依拠すべきルールと実務における本邦との差異分析	59
3 - 3	債権償却方法	60
3 - 3 - 1	一般貸出金の評価方法と債権償却との関係	60
3 - 3 - 2	債権償却処理の要件	61
( 1 )	個別評価減及び償却について	62
( 2 )	一般評価減について	62
3 - 3 - 3	監督当局への報告、承認手続	63
3 - 3 - 4	依拠すべきルールと実務における本邦との差異分析	63
3 - 4	貸倒引当金に関する会計処理、表示	64
3 - 4 - 1	貸倒実績率及び予想損失率の適用と算定方法	64
( 1 )	貸倒実績率及び予想損失率と(一般・個別)貸倒引当金との関係	64
( 2 )	基準引当率の有無	64
( 3 )	貸倒実績率及び予想損失率適用の要件	64
( 4 )	貸倒実績率及び予想損失率の算定に関するルール	64
3 - 4 - 2	DCF法の適用と算定方法	65
3 - 4 - 3	依拠すべきルールと実務における本邦との差異分析	65
3 - 5	信用リスク管理モデル	66
3 - 5 - 1	信用リスク管理モデルを償却・引当及びリスク・アセット算出に用いている銀行に対する特別の開示要求の有無	66
3 - 5 - 2	新BIS規制案を踏まえて前倒しで既にリスク・アセット計測手法を開示している金融機関の有無	67
第4章	フランス	68
4 - 1	償却・引当制度の概観と実務において依拠すべきルール	68
4 - 1 - 1	根拠法令	68
( 1 )	EU指令	68
( 2 )	商法	69
( 3 )	銀行法	69
( 4 )	政令(Direct)	69
( 5 )	証券取引所委員会による命令等	69
4 - 1 - 2	監督当局のガイドライン	69
4 - 1 - 3	業界ルール	70
4 - 1 - 4	会計基準	70
( 1 )	会計原則	70
( 2 )	会計に関する規定	70

( 3 ) 銀行特有の会計に関する規定	71
( 4 ) 指針や勧告等	71
4 - 1 - 5 実務上の対応	71
4 - 1 - 6 本邦との差異分析	71
4 - 2 債務者区分及び債権分類	73
4 - 2 - 1 一般貸出金の評価基準及び評価方法	73
( 1 ) 現行ルール	73
( 2 ) 今後適用されるルール	73
( 3 ) 実務上の対応	74
4 - 2 - 2 一般貸出金の評価と金融検査との関係	75
( 1 ) 検査の実施	75
( 2 ) 当局向け報告書の分析	75
4 - 2 - 3 本邦との差異分析	75
4 - 3 債権償却の方法	76
4 - 3 - 1 債権償却の実施時期	76
( 1 ) 現行ルール	76
( 2 ) 今後適用されるルール	76
( 3 ) 実務上の対応	76
4 - 3 - 2 債権償却の対象	76
4 - 3 - 3 債権償却額の算定	76
( 1 ) 現行ルール	76
( 2 ) 今後適用されるルール	77
( 3 ) 実務上の対応	77
4 - 3 - 4 本邦との差異分析	77
4 - 4 貸倒引当金に関する会計処理、表示	78
4 - 4 - 1 貸倒引当金の種類	78
( 1 ) 個別貸倒引当金	78
( 2 ) カントリー・リスク引当金	78
( 3 ) 特定業種に対する貸倒引当金	78
4 - 4 - 2 貸倒引当金の計上額の算定方法	79
4 - 4 - 3 貸倒引当金の表示方法	79
( 1 ) 現行ルール	79
( 2 ) 今後適用されるルール	79
4 - 4 - 4 貸倒実績率及び予想損失率の適用と算定方法	79
( 1 ) 予想損失率と貸倒引当金との関係	79
( 2 ) 予想損失率の算出方法	80

4 - 4 - 5	DCF 法の適用と算定方法	80
( 1 )	DCF 法の適用の有無	80
( 2 )	DCF 法の対象	80
( 3 )	将来キャッシュ・フローの見積方法	80
( 4 )	割引率	80
4 - 4 - 6	本邦との差異分析	81
4 - 5	信用リスク管理モデル	82
4 - 5 - 1	信用リスク管理モデルの導入状況	82
4 - 5 - 2	信用リスク管理モデルを償却・引当及びリスク・アセット算出に 用いている銀行に対する特別の開示要求の有無	82
4 - 5 - 3	新 BIS 規制案を踏まえて前倒しで既にリスク・アセット計測手法を 開示している金融機関の有無	82
	参考文献	83
	参考資料	別添

### 表 目次

表 1 - 1	監督当局のガイドライン	14
表 1 - 2	米国と本邦の DCF 法の比較	30
表 2 - 1	“ WRITE-OFFS AND OTHER REVALUATIONS OF LOANS BY BANKS ”	45
表 2 - 2	主要行の貸倒引当金の計上に関する実務上の対応	48
表 4 - 1	正常債権と不良債権の細区分	74
表 4 - 2	不良債権等の推移	74
表 4 - 3	貸倒引当金の種類	78

## ・ 委託調査内容

### 1 . 調査内容

以下について調査を行う。

各国金融機関における一般貸出金の償却、引当に関するルール及び実務上の対応  
各国金融機関の償却・引当実績に関する公表データの収集

### 2 . 具体的調査項目

#### (1) 調査対象国

欧米主要国の4ヶ国(米国、英国、ドイツ、フランス)を対象とする。

#### (2) 各国金融機関における一般貸出金の償却・引当に関するルール及び実務上の対応

上記調査対象国の一般貸出金(主として不良債権)に係る償却・引当の根拠となる法令、財務会計上のルール等の内容及び実務上の対応の観点から、以下の項目について現状を調査し、日本におけるそれらとのギャップ分析を実施する。

なお、下記 から の調査項目については、 であげる根拠となるルール毎に内容の調査を実施する。

償却・引当の実務において依拠すべきルール

債務者区分及び債権分類の方法

債権償却方法

貸倒引当金に関する会計処理、表示

貸倒実績率及び予想損失率の適用と算定方法

DCF法の適用と算定方法

信用リスク管理モデル

#### (3) 各国金融機関の償却・引当実績に関する公表データの収集

監督当局等が集計及び公表している主要銀行、ないし全国銀行ベースの貸倒引当金残高、純繰入額、直接償却額、償却済み債権の回収額、貸出金総額に対する比率等並びにそれらについての推移に関するデータを検索・収集する。

## ． 調査対象国における償却・引当制度及びその実務の概略

### 米国

本邦同様、基本的に監督当局の定める債権の区分を前提とした貸出金の自己査定を踏まえ、FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 5 (FAS 5)及びNo. 114 (FAS 114)に基づき、償却・引当処理が行われる。すなわち、FAS 5に基づき、類似債権のグループ毎にそれぞれの貸倒実績率等を用いて貸倒引当金を計上するとともに、FAS 114により、個別に減損が認識された債権に対してその減損部分に対する引当として貸倒引当金を計上する。ただし、FAS 5, 114 自体は、いずれも資産査定の実施を前提としたものではなく、必ずしも債務者区分や分類との関係は本邦ほど明確に規定されていないため、当該会計基準の対象債権への具体的な適用方法は各行の経営判断に委ねられている。また、償却処理も、債権区分として Loss と認定された部分について行われるという意味で、資産査定に依拠しているといえる。一方、実務上は貸出金の自己査定に反映されないような定性的な要因に対し、経営者の判断により貸倒引当金を積み増しする例が見受けられた。その場合の会計上の根拠も、FAS 5に求められている。

### 英国

財務会計上の償却・引当のルールとして、会計基準審議会が制定する財務報告基準書第 18 号 (Financial Reporting Standard No. 18) があり、その主旨にあわせ、英国銀行協会の貸出金に関するガイドライン (Statements of Recommended Accounting Practice on Advance) が規定されている。ただし、これら財務報告基準書や英国銀行協会のガイドラインは、貸出金の償却・引当について原則論を示すに留まり、実務上は、各行がその経営判断において定めた内部規程に従って償却・引当処理を行っている。また、金融サービス機構 (Financial Services Authority) は、償却・引当処理額の報告義務を規定しているが、それらの処理額を算定する手法については、詳細を規定しておらず、基本的スタンスとしてはその対応を各行の判断に委ねているように見受けられる。また、金融検査については、一般的に実地検査 (オン・サイト・モニタリング) よりも各種経営資料を分析するオフ・サイト・モニタリングを重視しており、各行の償却・引当状況の監視についてもこの基本スタンスに従って対応していると思われる。このように、償却・引当処理の実務に関して、会計制度、銀行監督制度等の観点からみると、本邦よりも各行の独自性が尊重される枠組みとなっているように見受けられる。

## ドイツ

本邦と異なり償却処理と引当処理の明確な区別が無く、ルールとしては商法典に基づく債権評価のプロセスとして括られている。ただし実務上は、償却、個別評価減、及び一般評価減の3タイプの債権評価切り下げが行われている。また、債権の評価に際しては、本邦と同様に、貸出金をその与信リスクの程度に応じて区分して評価し、その査定結果を踏まえ、債権の評価替えが行われているように見受けられる。監督当局による明確な債権区分に関するガイドラインはないため、各銀行が独自に基準を定めていると考えられる。なお、一般評価減については、個別債権の評価に基づくというよりも、実務上は、税法の規定により過去の実績に基づいて行われている。

## フランス

銀行委員会の定めるガイドライン上の債権区分として、正常債権と不良債権という2つの区分を前提に、そのうち不良債権に対して貸倒引当金の計上が求められている。債権区分が貸倒引当金計上の前提になっている点で、本邦ほど貸出金の区分(ないし分類)の方法が詳細ではないものの、本邦と類似している。正常債権に関しては、財務会計上、一般貸倒引当金の計上の定めは無いように見受けられる。なお、上記の債権区分(2区分)のルールについて、2003年1月より会計規定委員会が定めた新ルール(2区分から4区分に細分化。)が施行されており、正常債権は条件緩和債権とその他の正常債権、不良債権は危険性の高い不良債権とその他の不良債権に細分化されることとなった。また、会計規定委員会の当該新ルールでは、債権の回収可能見積額の算定手法として割引現在価値(DCF)法の導入も規定されているが、経過措置で2005年からの採用が認められており、まだ実務での採用に必ずしも至っていないように見受けられる。

### (注)

上記は、各国の償却・引当制度とその実務についての本文記載内容の要約である。ただし、要約にあたっては本報告書の読者の参考に資するものとして執筆者の判断によりポイントを取捨選択しており、この要約をもって本報告書の内容に替えられるものではないことを予めお断りする。

## 第1章 米国

### <概略>

本邦同様、基本的に監督当局の定める債権の区分を前提とした貸出金の自己査定を踏まえ、FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 5 (FAS 5)及びNo. 114 (FAS 114)に基づき、償却・引当処理が行われる。すなわち、FAS 5に基づき、類似債権のグループ毎にそれぞれの貸倒実績率等を用いて貸倒引当金を計上するとともに、FAS 114により、個別に減損が認識された債権に対してその減損部分に対する引当として貸倒引当金を計上する。ただし、FAS 5, 114 自体は、いずれも資産査定の実施を前提としたものではなく、必ずしも債務者区分や分類との関係は本邦ほど明確に規定されているわけではないため、当該会計基準の対象債権への具体的な適用方法は各行の経営判断に委ねられている。また、償却処理も、債権区分として Loss と認定された部分について行われるという意味で、資産査定に依拠しているといえる。一方、実務上は貸出金の自己査定に反映されないような定性的な要因に対し、経営者の判断により貸倒引当金を積み増しする例が見受けられた。その場合の会計上の根拠も、FAS 5に求められている。

### 1 - 1 償却・引当制度の概観と実務において依拠すべきルール

#### 1 - 1 - 1 規制の概要

米国内の商業銀行、貯蓄金融機関及び信用組合（以下、特に断りの無い限り、本章で単に「銀行」と言えばこれらの総称を指すものとする。）における償却・引当制度は、業態毎にその監督当局が異なるため、各監督当局または証券市場監督当局が定める法令・ガイドラインにおいて個別に規定されている。したがって、具体的な関連法規制に言及する前に、まずは、監督制度を概観することとする。

以下では、米国の銀行の業態別に所管の監督当局を明らかにした上で、それぞれの当局が償却・引当制度に関して定めた主なガイドラインを取り上げている。なお、これらのガイドラインは、基本的に、一般に公正妥当と認められた会計基準（Generally Accepted Accounting Principles; GAAP）に拠って償却・引当を行うことを明確にするというスタンスで出されている。

#### 1 - 1 - 2 米国における銀行の業態と経営形態

米国内の銀行の業態については、認可形態等により業務内容、監督・規制の態様が異なり、一般的に商業銀行（Commercial Bank）、貯蓄金融機関（Thrift Institution）並びに信用組合（Credit Union）に大別される。いずれも国法認可と州法認可に大別される。

### ( 1 ) 商業銀行 (Commercial Bank)

商業銀行は、一般的に、銀行の業態としては最も広い範囲で業務を行っている。本報告の調査対象はマネーセンターバンクであるが、業態としてはこの商業銀行を想定することとする。商業銀行の会社形態は株式会社であり、多くが持株会社の傘下にある。この持株会社も通常は株式会社であるが、パートナーシップ等も認められている。

### ( 2 ) 貯蓄金融機関 (Thrift Institution)

貯蓄金融機関は、短期の譲渡性預金、その他の貯蓄性預金により資金を調達し、モーゲージ貸付主体の運用を行っている。従来、相互貯蓄銀行(Mutual Savings Bank)と貯蓄貸付機関 (Savings & Loan; S&L) の2形態があったが、現在は両金融機関とも業務内容に違いは無く、両者を特に区別することはない。会社形態としては、預金者により出資される相互会社も認められているが、実際はそのほとんどが株式会社となっている。

### ( 3 ) 信用組合 (Credit Union)

信用組合は、組合員からの預金を預り、主に組合員に貸付を行うことをその業務としている。全ての信用組合は地域や職場といったコミュニティーのための非営利法人であり、その組合員による協同組織の金融機関である。

## 1 - 1 - 3 中央銀行

連邦準備制度 (Federal Reserve System; FRS) は、公開市場委員会 (Federal Open Market Committee; FOMC)、連邦準備制度理事会 (Federal Reserve Board; FRB) 及び地区連邦準備銀行 (Federal Reserve Bank) 12 行から構成される。

## 1 - 1 - 4 監督・検査の所管当局と銀行との関連

銀行を監督する各監督当局の役割分担は、業態毎に以下の通りとなっている。

### ( 1 ) 商業銀行

#### 1) 連邦通貨監督局 (Office of Comptroller of Currency; OCC)

財務省の外局であり、国法認可商業銀行及び国法認可外国銀行在米支店 (Federal Branch) に対する認可権を有し、規制を定め、監督・検査を行う。

## 2) 連邦準備制度理事会 (Federal Reserve Board; FRB)

FRB は連邦政府から独立した機関であり、その任務は、以下の 3 つの領域を対象としている。

- ・ 通貨政策の決定、実行
- ・ 所管銀行の監督及び規制、消費者保護
- ・ 所定の金融サービスの米国政府、金融機関及び海外の公的機関への提供

上記 2 点目の銀行監督に関しては、主として銀行持株会社の監督を所管している。

## 3) 連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation; FDIC)

FDIC は連邦政府から独立した機関であり、預金保険を通じて米国の金融システムの安定を図る使命を有する。その意味で、FDIC が単独に監督する銀行業態は無いが、その預金保険の健全性維持のため、連邦預金保険加入銀行を検査する権限が与えられている。

なお、商業銀行に限らず、貯蓄金融機関を含め、一般的に FDIC によってその預金が保護される州法認可金融機関は、国法認可金融機関と同様の諸規制に準拠して、各種報告書の提出義務が課されている。

## 4) 州政府

州法認可商業銀行については、州政府が基本的にその監督にあっている。

## 5) 連邦金融検査評議会 (Federal Financial Institutions Examination Council; FFIEC)

FFIEC は、関係当局の代表者によって組織された監督当局間の調整機関である。FFIEC は、金融監督行政には連邦と州とで重複している点が多い現状を踏まえ、各監督当局で統一した監督原則と報告様式等を規定し、各金融機関の監督にあたり各監督当局の方針の整合を図っている。

## (2) 貯蓄金融機関

貯蓄金融機関の監督は、国法認可貯蓄金融機関については財務省の外局である貯蓄金融機関監督局 (Office of Thrift Supervision; OTS) が、また、州法認可貯蓄金融機関については州政府が主に担当している。

商業銀行同様、FDIC 加入貯蓄金融機関に対しては、FDIC が検査権限を有すると同時に、FDIC 加入の州法認可貯蓄金融機関は FRS にも加盟するため、FRB の監督も受けることになる。

( 3 ) 信用組合

信用組合のうち、国法認可信用組合は信用組合監督庁(National Credit Union Administration ; NCUA)の、また、州法認可信用組合は州政府の監督下にある。州法認可信用組合の預金が NCUA により付保されている場合は、NCUA も当該州法認可信用組合の監督にあたる。

1 - 1 - 5 監督当局のガイドライン

監督当局は会計基準設定主体等から発行されている会計基準を評価・検討し、解釈指針等(以下「ガイドライン」という。)を発行している。監督当局から出されたガイドラインのうち、一般貸出金の償却・引当に関連すると思われる主なものを<表 1 - 1 >に例示として列挙する。

<表 1 - 1 > 監督当局のガイドライン

監督当局	ガイドライン	備考
FFIEC	銀行における貸出金及びリース債権の貸倒引当金に関する方法と文書化の方針書 (Policy Statement on the Allowance for Loan and Lease Losses Methodologies and Documentation for Banks and Saving Institutions)	添付資料 1-1-1 2001 年 7 月 6 日 FRB、OCC、OTS、FDIC 及び米国証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission; SEC)(以下「諸当局」という。)と共同で発行。
	貸出金及びリース債権の貸倒引当金に関する関連監督当局の方針書 (Interagency Policy Statement on the Allowance for Loan and Lease Losses)	本文 1 - 1 - 2、1 - 3 - 1 及び 1 - 4 - 8 参照。
FRB	監督文書： 貸倒引当金に関する最新事項 (Supervisory Letter: Recent Developments Regarding Loan Loss Allowances (SR99-13 (SUP)))	添付資料 1-1-2
	商業銀行検査マニュアル (Commercial Banking Examination Manual)	添付資料 1-1-3 償却・引当のパートがある。(Section 2070, 2072)
FDIC	金融機関書簡 (Financial Institution Letters; FIL)	償却・引当についても、問題点毎にいくつか出状されている。 (参考：FIL-60-2000 (添付資料 1-1-4))
OCC	OCC ハンドブック (貸倒引当金) (Comptroller's Handbook entitled Allowance for Loan and Lease Losses)	添付資料 1-1-5
	OCC ハンドブック (信用格付) (Comptroller's Handbook entitled Rating Credit Risk)	添付資料 1-1-6

なお、FFIEC から 2003 年中に貸倒引当金に関する新たな Policy Statement の草案 (Exposure Draft) が公表される予定であり、当該草案は新たな以下の事項を取扱う予定となっている。

- ・ 定量的分析根拠以外の要因による貸倒引当金 (Unallocated allowance)
- ・ 貸倒実績率の算定期間
- ・ FASB Statement of Financial Accounting Standards No.5 (FAS 5) による貸倒引当金の測定方法

#### 1 - 1 - 6 業界ルール

米国では償却・引当に関して、本邦の全国銀行協会（以下、「全銀協」という。）に相当する組織(American Bankers Association; ABA)から、特にガイダンスらしきものは出されていないように見受けられる。

#### 1 - 1 - 7 会計基準

米国財務会計基準委員会 (Financial Accounting Standards Board; FASB) <sup>1</sup> が発行した、(銀行の) 貸出金等に係る償却・引当に関する財務会計基準書は、財務会計基準書第 5 号「偶発債務の会計」(FAS No.5 “Accounting for Contingencies”、以下「FAS 5」という。) 及び財務会計基準書第 114 号「貸付金の減損に関する債権者の会計」(FAS No.114 “Accounting by Creditors for Impairment of a Loan”、以下「FAS 114」という。) である。なお、FAS 114 は財務会計基準書第 118 号「貸付金の減損に関する債権者の会計処理 収益の認識と開示 FAS 114 - 改訂」(FAS No.118 “Accounting by Creditors for Impairment of a Loan –Income Recognition and Disclosures (an amendment of FASB Statement No.114)”) により部分的に改訂されているが、通常、FAS 114 といえば同改訂を織り込んだものを指している。本報告書でも FAS 114 のみを改訂後の FAS 114 を指す用語として使用するものとする。

その他、これらの基準書に関連して、発生問題検討委員会 (Emerging Issue Task Force; EITF) <sup>2</sup> 発行の EITF Topic D-80 「ローン・ポートフォリオに対する財務会計基準書第 5 号及び 114 号の適用」(Application of FASB Statements No. 5 and No. 114 to Loan Portfolio” , May 1999) 等がある。

また、米国公認会計士協会 (AICPA) は、銀行の監査実務に資するものとして、銀行の監査と会計に関するガイド (AICPA Audit and Accounting Guide, Banks and Savings Institutions; 最新版は 2001 年 6 月発行。以下、「AICPA 監査・会計ガイド」<sup>3</sup> という。) を発行している。その「第 7 章 貸倒損失 (Credit Losses)」(添付資料 1-1-7) では、銀行における償却・引当の会計・監査制度について概説している。

( 1 ) FAS 5

当基準書は、個別に減損が識別されていないものの、貸倒の発生の可能性が高く ( provable )、その損失が合理的に見積もられる場合の引当金計上のためのガイドラインを提供している。

( 2 ) FAS 114

当基準書は、個別に減損が認識された貸出金 ( 有担保、無担保のいずれの場合も対象となる。 ) の減損に関する債権者側の会計処理について規定している。

( 3 ) EITF Topic D-80

1999年5月に発行されたEITF Topic D-80「ローン・ポートフォリオに対する財務会計基準書第5号及び114号の適用」は、いかに、また、どのようなときにFAS 5またはFAS 114をローン・ポートフォリオに適用するかについて検討している。

1 - 1 - 8 実務上の対応

米国の銀行は、原則として、FAS 114に基づき個別の債権における減損に対する貸倒引当金を、また、FAS 5に基づき類似した貸出金のプールに対する発生可能性が高い貸倒損失に対する貸倒引当金を計上している。

銀行監督当局は継続的に実地検査 ( オン・サイト・モニタリング ) を行っており、加えて、銀行に対し四半期毎にCall Report<sup>4</sup>の提出を要求し、当該レポート等に基づきオフ・サイト・モニタリングを実施している。いずれにおいても、償却、引当は検査上の主要ポイントと考えられている。

さらに、3つの連邦銀行監督当局 ( FRB、FDIC、OCC ) は複数の金融機関にまたがる大口与信先に対して、債権区分を統一化させる目的で年次でのレビューを行っている。当該レビューでは、20百万ドル以上の大口与信先が対象となる。

なお、会計監査人による会計監査と当局検査との関係に関しては、会計監査人は銀行監督当局と双方向的な関係を保つことが望まれている。

注

<sup>1</sup> 「1973年に設置されたアメリカの会計基準の設定主体。FASBはFAFによって任命される7名の委員から構成され、その任期は5年であり、常勤・有給である。」

出所；新井清光編「英和会計経理用語辞典〔第2版〕」(中央経済社、1999年)

<sup>2</sup> 「FASB会計基準その他GAAPで扱われていない緊急問題が生じた場合に、適時な実務指針を公表することを目的として、1984年6月にFASBによって設置された委員会。EITFで得られたコンセンサスは、GAAPと同程度の効力をもつとみなされている。」出所；新井清光編「英和会計経理用語辞典〔第2版〕」(中央経済社、1999年)

<sup>3</sup> 「AICPA から発行されている特定業種についての監査手引書。監査基準審議会 (Auditing Standards Board) の発表する意見書のような権威はもたないが、当該業種について責任をもつ委員会の見解であり、公認会計士業界の考える最良の実務を示すものである。AICPA は銀行、病院、航空などについての Industry Audit Guides を発表している。」

出所；新井清光編「英和会計経理用語辞典〔第2版〕」(中央経済社、1999年)

<sup>4</sup> 米国内の預金受入金融機関(持株会社及びその子会社を含む。)が規制当局により経営状態のモニタリングの目的で四半期毎に提出を求められる「財政状態及び損益の連結報告書」(Consolidated Report of Condition and Income)を指している。

## 1 - 2 債務者区分及び債権分類の方法

### 1 - 2 - 1 一般貸出金の評価基準並びに評価方法

法令上、OCC の Banking Circular 127 (Rev) (1991 年 4 月) が分類債権 (Classified Assets) の定義を、また、FFIEC の Banking Bulletin 93-35 (1993 年) が Special Mention Assets の定義を示している。しかし、実務的には、OCC が発行している Comptroller's Handbook の一部分である、“Rating Credit Risk, Comptroller's Handbook” (以下「OCC ハンドブック (信用格付)」) が詳細に信用格付 (Credit Rating) について記述しており、銀行実務においても主として参照されるものとなっている。

OCC ハンドブック (信用格付) は、クレジット・リスクが金融機関の経営に与える重要性を明確にした上で、銀行監督当局は米国の銀行経営者に対し、正確かつ適時な格付を行うクレジット・リスク管理システムを有することを期待し、適切な信用格付を銀行規制上の最優先事項として考えていることを明らかにしている。

OCC ハンドブック (信用格付) を含め、監督当局は以下の一般的な信用格付の括りで銀行のクレジット・リスクを見ており、銀行の実務でもこれを各行が自行の方針で細分化した管理手法が一般に用いられている。それらは信用状態が健全な順に、以下の 5 区分となっている。

- 1) Pass
- 2) Special Mention
- 3) Substandard
- 4) Doubtful
- 5) Loss

上記のうち、2) から 5) までの区分には明確な定義があるが、1) はそれ以外の債権ということで、これに特有の定義はない。各当局の検査官は銀行の信用格付にかかわらず、OCC ハンドブック (信用格付) 等関連するガイドラインに従って査定の結果を検査する。なお、限定的ではあるが、実務上同一貸出金が、その入担状況、将来の回収可能性から複数の格付で区分されることがあり、そのような格付の方法は分割格付 (Split Rating) と呼ばれている。この分割格付には、以下のようなパターンが考えられる。

・ Substandard / Doubtful / Loss のパターン

担保による回収に依拠している債権の場合、より保守的な担保評価の部分を Substandard にし、担保での回収が不能な部分を Loss、その他の部分を Doubtful にする、といったケースが考えられる。

・ Pass / その他の格付や、部分直接償却のパターン

Pass とその他の格付に分割されるケースとしては、債権のうち、担保が預金や国債等の流動性が高く、即時換金可能な優良担保の評価部分を Pass とするケースが考えら

れる。また、部分直接償却を実施した場合には、残りの部分は回収可能性が非常に高いと考えられ、そのような残高については Pass の格付として扱えるケースも考えられる。

AICPA 監査・会計ガイドでは、銀行の経営者は貸倒損失を合理的に見積もる責任を有しているものの、その見積もりについては経営判断によらざるを得ない面があり、経営者は債権の回収可能性及び貸倒損失の見積もりについて慎重な判断を行わなければならないと記している。また、貸倒損失の見積もりにおける重要な要素は、銀行の規模、業態、事業環境、戦略、経営者の姿勢、ローン・ポートフォリオの特徴等を勘案し、債権を信用格付に応じて区分する債権区分手続であると説いている。債権区分手続とは、貸出金に係る定性的及び定量的な指標に応じて、貸出金等を区分することをいう。

債権区分手続はそれぞれの銀行の文書化された方針に従うが、前述のとおり、多くの銀行において、監督当局の信用格付区分は各行の方針の基礎となっている。実務上、銀行の行内格付は一般的に 1～10 の 10 ランクに分かれ、1～7 の間に Normal と Special Mention が配される。8 は Substandard、9 は Doubtful、10 は Loss と結びつけられることが多い。

また、Doubtful と格付けられた債権が一年経っても同じ Doubtful に格付けられている場合、監督当局は実態的には Loss の格付が適当ではないかと疑問を呈することが多いと言われている。そのため、銀行は通常、1年を超えて Doubtful の格付のままに据え置くことはせず、改善が見られなければ全部または一部を Loss に振り替えて貸倒償却を行っていると考えられている。

### 1 - 2 - 2 一般貸出金の評価と金融検査との関係

FFIEC の「貸出金及びリース債権の貸倒引当金に関する関連監督当局の方針書」では、銀行検査官は銀行等金融機関の貸出金及びリース債権のポートフォリオ及び貸倒引当金の適切性について検証するものとしている。そして、検査の結果、貸倒引当金が十分かつ適切に計上されていないと判断された場合には、銀行は貸倒引当金の計上額の修正、その結果としての Call Report の修正が求められる可能性が高い。また、もし貸倒引当金が著しく不適切に計上されていると考えられる場合には、検査官は会計監査人と討議する必要があると規定されている。

実務上、一般的には銀行検査官による査定は非常に重大に受け止められ、これに伴う訂正・修正は速やかに反映される。債権区分の修正については膨大な討議が検査官と銀行の間で交わされるが、多くの場合、検査官の指摘を踏まえて修正される結果となることが多いと言われている。

### 1 - 2 - 3 本邦との差異分析

本邦の資産自己査定と同様に、米国においても貸出金を信用格付に応じて査定することが、信用リスクの管理の一環として行われている。ただし、本邦の銀行において求められる「債務者区分」と「分類」という自己査定のプロセス、すなわち、債務者

の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分した上で、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて貸出金を、 、 、 の4段階に分類するといった、当該2つに大別されるプロセスは米国においては必ずしも明確ではない。

米国の債権区分は債務者の返済能力の判定を基準として行われている点で上述した本邦の「債務者区分」の方法に近いとも考えられる。その一方で、たとえば、分割格付という実務は、ある債務者向けの債権について回収可能性の程度に応じて複数の格付に振り分けるという点で、本邦の「分類」に近いアプローチと見ることもできると思われる。このように、米国での債権区分は、本邦でいう「債務者区分」と「分類」の両者を包含したプロセスのように見受けられる。

また、一般貸出金の評価と金融検査との関係において、米国と本邦との間では特に重要な差異はないと思われる。なお、上記1 - 2 - 1に記載のとおり、米国では1年超 Doubtful の格付の貸出金が検査時にあれば、検査官と銀行との間で議論になることが予想される。

## 1 - 3 債権償却方法

### 1 - 3 - 1 一般貸出金の評価方法と債権償却との関係

前掲、FFIEC「貸出金及びリース債権の貸倒引当金に関する関連監督当局の方針書」によれば、通常、貸倒れは与信審査担当者またはリスク管理部門により、債権区分の手續に則って認識される。すなわち、Loss に区分されたものについては、原則として償却処理が想定されている。なお、AICPA 監査・会計ガイドでは、債権区分手続により Loss と区分された債権については、回収不能と判断されるものの、完全に回収が見込まれないということの意味するものではないとしている。しかしながら、償却を繰延べるのは禁止されてはいないものの、望ましい措置とは言えないとしており、Loss と分類された債権は回収不能として償却されることを原則としている。

実務的には、Loss に分類された債権が実際に償却されるか否かはタイミングの問題であり、そのタイミングのずれは償却に係る行内の承認手續によることが多い。( 1 - 2 - 1 で言及した分割格付に関する記述を参照。)

なお、参考までに、FDIC より公表されている統計データを添付した(添付資料 1-4-1)。そのデータには米国商業銀行(資産規模、地域、年次毎)における債権償却額(Charge-off)の貸出金及びリース債権に対する比率のデータが含まれている。

### 1 - 3 - 2 債権償却処理の要件

OCC ハンドブック(貸倒引当金)では、銀行は債権の全部あるいは一部が回収不能とされた会計期間において、当該債権を償却しなければならないとしている。ただし、何をもって回収不能と判断するかの要件は提示されておらず、銀行が自行の方針として定め、それに従って処理しているものと考えられる。各行の方針は、監督当局の検査や会計監査人による監査等を通じて検証されるので、各行独自の方針とは言うものの、マネーセンターバンク間で大きな差異は想定されない。

### 1 - 3 - 3 債権償却額の算定

OCC ハンドブック(貸倒引当金)では、銀行が貸出金やリース債権について法的措置の履行による貸倒損失を、あるいは、担保を処分したときには担保の時価等と債権の簿価との差額を貸倒損失として認識しなければならないとしている。

### 1 - 3 - 4 監督当局への報告、承認手續

監督当局は銀行に対し、四半期ごとに Call Report の提出を求めており、引当金繰入額の情報のほか、債権償却や償却済み債権の回収額の情報も報告されることになっている。しかし、個別の債権の償却に関する監督当局への報告は求められていない。

監督当局は監督目的であればいかなる情報の提供を銀行に求めることができること

もに、銀行は当局検査へ対応するため、債権（ポートフォリオ）の査定結果や貸倒償却根拠資料等を保持する必要がある。

#### 1 - 3 - 5 本邦との差異分析

1 - 2 で記述のとおり、米国と本邦では微妙に資産自己査定のアプローチに違いが見られる。その結果として、米国での債権償却が債権区分の結果からどのように行われるかということに関して、必ずしも本邦ほど明確な指針に基づいているとは言えず、原則論としては各行の行内方針に拠っているとしか説明できない面がある。ただし、実務的には Loss に区分された債権のうち、回収が相当程度見込まれる等、他の債権区分に区分され得る部分を除いては償却処理が行われているものと推察される。

それに対して、本邦では銀行は実務上、自己査定により 分類とされた部分について特段の事情がある場合を除き、会計上全部償却を行うか、または、全銀協の「担保・保証付債権等の貸倒償却の取扱いについて」に従い部分直接償却を行っている。米国における Loss 区分が回収不能と判断された部分を想定していることから、この点で本邦との重要な差異は無いと考える。

なお、監督当局への報告、承認等の観点では、本邦と特に重要な差異は見受けられない。

## 1 - 4 貸倒引当金に関する会計処理、表示

### 1 - 4 - 1 一般貸出金の評価方法と貸倒引当金との関係

OCC ハンドブック（貸倒引当金）において、FAS 5 や FAS 114 に基づいた貸倒引当金の計算方法について、検査上の指針が示されている。前述のとおり、FAS 114 が、個別に減損が認められる債権に対する減損処理を規定しており、また FAS 5 が、減損の発生には至っていないがその発生の可能性が高い将来の損失に対する引当金の計上を規定している。OCC ハンドブック（貸倒引当金）は、それらを銀行においてどのように適用するかの指針となっている。逆に言えば、FAS 5 や FAS 114 は、その適用にあたって資産査定ということが前提となっていないため、監督当局の検査上の指針が銀行の実務上の引当処理の指針となっているとも言える。

すなわち、FAS 5 は個々の貸出金毎に適用することなく、類似した貸出金のプールに対して貸倒引当金を設定することを想定しており、OCC ハンドブック（貸倒引当金）において、そのプールは貸出金の債権区分を最大単位としてグルーピングすることが規定されている。債権区分手続により区分された貸出金は、遷移分析（1 - 4 - 10（3）参照。）を利用することによってモニターされる。

それに対して、FAS 114 では個別の債権に減損の発生が認められる場合に、個別債権に対して貸倒引当金を設定することが想定されている。OCC ハンドブック（貸倒引当金）においては、減損は「一般に債権分類における Doubtful, Loss と同様の脆弱性を有するもの」を意味するものとしており、実務的には一定金額以上の大口不良債権が個別の資産査定の対象とされ、それらについて、FAS 114 に従って減損を測定することとなっている。

なお、FAS 114 の適用において、減損が個別に認識されたものの、一定金額以下の不良債権については、共通のリスク・ファクターを有する貸出金を括って減損を測定することも許容されている。しかし、実務での適用事例は今回の調査では見受けられなかった。実務上はそのように括られた貸出金のポートフォリオに対して、FAS 5 による貸倒引当金の計上が行われているケースが一般的なように見受けられる。

一定の大口債権は、銀行の内部規程に基づきリスク管理部門や与信審査担当者により個別にモニターされ、適時にその格付が更改される。通常、与信審査担当者は個別の貸出金の債権区分や貸倒引当金計上額に責任を負っている。一方、リスク管理部門は（全体としての）債権区分の割合や貸倒引当金全体の金額的水準について責任を負っている。

AICPA 監査・会計ガイドでも、このような実務を踏まえ、貸倒引当金、貸倒償却及び債権区分の変更は与信審査担当者やリスク管理部門により実施されるとしており、上述の OCC ハンドブック（貸倒引当金）の記載内容と平仄が取られている。

### 1 - 4 - 2 貸倒引当金の種類

既述のとおり、米国では会計基準上は、FAS 5 に基づく貸倒引当金と FAS 114 に基づく貸倒引当金の 2 種類がある。

### ( 1 ) FAS 5 に基づく貸倒引当金

個別の債権に減損が認識されていないものの、損失の発生の可能性が高く、その損失額について合理的に見積もることができる場合に、対象貸出金の全体に対して FAS 5 に基づき貸倒引当金を計上する。

### ( 2 ) FAS 114 に基づく貸倒引当金

個別の債権について、契約条件に従っての債権の全額の回収ができない、すなわち、減損が認識された貸出金（担保の有無にかかわらず。）について、その個別の債権毎に FAS 114 に基づき貸倒引当金を計上する。

### ( 3 ) 実務上の対応

FAS 114 は減損部分について評価性引当金を計上することにより、債権をその現在価値で貸借対照表に計上することを要求している。FAS 114 は現在価値の見積もり方法として、将来の予想キャッシュ・フローの貸出金実効金利による割引価値（以下、当該割引手法を「DCF 法」という。）貸出金の市場価格、または、担保処分価値の 3 つの選択肢を挙げている。

また、減損の測定は個別債権毎に行うのが原則であるが、共通のリスク特性を有するものについては、これらをまとめて、過去の統計データ等を利用して一括して評価することも FAS 114 上では認められている。しかし、銀行の実務では、銀行の内部信用格付及び監督当局による債権区分を利用して減損の発生債権の識別を行い、そのうち大口の債権については個別に FAS 114 で挙げられている現在価値の見積もり方法のいずれかにより貸倒引当金の要計上額を測定し、また、それ以外の減損発生債権についてはグルーピングをした上で FAS 5 を適用の上、貸倒実績率等を用いて一括して貸倒引当金を計上するのが一般的なように見受けられる。

例えば、J.P. Morgan Chase & Co. の 2002 年度 10 - K 報告書によると、当該銀行は、貸倒引当金を 3 つのコンポーネント（個別引当部分 (Specific loss component)、予測損失部分 (Expected loss component)、及び 残余部分 (Residual component)）に分けている。に属する貸倒引当金については、当該銀行の資産査定結果により分類債権 (Criticized commercial loan: Special Mention, Substandard and Doubtful) とされた資産のうち、一定額以上のものについては、FAS 114 を適用し減損を測定している。一定金額以下のものについては、査定区分に応じた貸倒実績率を適用して一括して貸倒引当金を測定している。

に属する貸倒引当金については、分類債権とされなかったものに対して、倒産確率等を用いて一括して貸倒引当金を計上している。に属する貸倒引当金は、  
、の貸倒引当金に対して、近時の政治、経済状況に関連する不確かさ、前提となる仮定の不確かさを補うために設けられる部分であり、その算定根拠は明らかにされていない。

### 1 - 4 - 3 貸倒引当金計上の要件

貸出金の債権区分手続で債権区分が Loss とされた部分、すなわち、回収不能と判断された部分については、経営者の判断によるものの、一般に特段の理由がない限りその会計期間で貸倒償却が実施される。それ以外の債権区分については、FAS 5、FAS 114 及びそれらを踏まえた各行の内部規程に従い貸倒引当金が計上される。

前述のとおり、会計基準上は、FAS 5 において、個別には減損が識別されていないものの、貸倒損失の発生の可能性が高く、その損失額について合理的に見積もることができる場合に貸倒引当金の計上が求められている。また、FAS 114 では、個別に契約条件に従っての債権の全額を回収できない、すなわち、減損が認識された貸出金（担保の有無にかかわらず。）について、貸倒引当金を計上することが求められている。いずれにおいても、会計基準上は資産査定の結果は貸倒引当金計上の要件にはなっていない。

なお、参考までに添付資料 1-4-1 として、FDIC より公表されている統計データを添付した。そのデータには、米国商業銀行（資産規模、地域、年次毎）の貸倒引当金残高の総資産(Assets)に対する比率といったデータが含まれている。

### 1 - 4 - 4 貸倒引当金計上額の算定方法

#### ( 1 ) FAS 5

AICPA 監査・会計ガイド（Chapter 7, Paragraph 7.13）によれば、FAS 5 は、将来発生する可能性の高い貸倒損失を、個別の債権毎に見積もるのではなく、類似債権のグループ毎に貸倒実績による見積もりを行うことを求めている。また、その貸倒実績は、当該グループ毎、かつ、一定の期間の貸倒実績率（貸倒償却率）をもとに、以下の点を考慮して修正の上求めるとしている。

- ・ 延滞及び減損した貸出金の程度及び傾向
- ・ 過去の償却済み債権からの回収の程度及び傾向
- ・ 貸出金の量及び期間の傾向
- ・ 貸出方針及び手続の変更に係る影響
- ・ 貸出管理者層及び関連従業員の理解度（熟練度）、経験、能力
- ・ 国及び地域の経済の傾向及び状態
- ・ 信用の集中度

実務上は、貸倒実績率をそのまま適用し、かつ、上記「一定期間」については、概ね 1 年、すなわち翌年度に発生すると見込まれる貸倒見積額を計上していることが多いように見受けられる。ちなみに、OCC ハンドブック（貸倒引当金）においても、翌 1 年間に発生すると見込まれる予想貸倒損失に対して貸倒引当金を計上していれば、一般的に適切と考えられている旨記されている。

## ( 2 ) FAS 114

前述のとおり、FAS 114 は、個別債権の減損部分について評価性引当金を計上することにより、当該債権をその現在価値で貸借対照表に計上することを要求している。現在価値の見積もり方法として、将来の予想キャッシュ・フローの貸出金実効金利による割引価値、貸出金の市場価格、または、担保処分価値の3つの選択肢を挙げている。

銀行の実務では、監督当局による債権区分及び銀行の内部信用格付を利用の上減損の発生している債権を識別し、そのうち大口の債権について個別に FAS 114 で挙げられている現在価値の見積もり方法のいずれかにより、要引当額を見積もり、貸倒引当金を計上している。

上記のように、FAS 114 で提唱されている個別債権の減損測定の方法には、以下の3つの方法がある ( Paragraph 13 )。

- ・貸出金の将来の予測キャッシュ・フローに貸出金の実効利子率を適用した割引現在価値による方法 ( DCF 法 )
- ・貸出金の客観的な市場価格による方法
- ・返済財源を担保に依存した貸出金の場合、担保の公正価値による方法

FAS 114 は、また、貸出金の減損の測定は、個々の貸出金毎に行うのが原則であるが、共通のリスク特性を有するものについては、減額の発生している貸出金をまとめて、過去の統計データ (例えば、平均回収期間、平均回収金額、全体の実効金利等。)を利用して、一括して評価することも許容している ( Paragraph 12 )。ただし、当該一括法による減損測定の実務は、今回の調査の限りでは銀行の実務での適用例は見受けられなかった。

### 1 - 4 - 5 貸倒引当金の表示方法

SEC Regulation S-X<sup>1</sup> は SEC へのファイリングが必要な銀行の開示フォームを規定しており、その Article 9 は貸倒引当金を貸借対照表上独立掲記することを求めている。

また、AICPA 監査・会計ガイド ( Chapter 19 ) においては、貸借対照表上で貸出金と貸倒引当金をネットの上、純額で貸出金を表示するものの、貸出金の行において控除されている貸倒引当金の金額を科目名に続けて開示する様式を例示している。

### 1 - 4 - 6 監督当局への報告、承認手続の有無

基本的に、1 - 3 - 4 で記載のとおりであり、当該個所を参照のこと。

### 1 - 4 - 7 貸倒実績率及び予想損失率と (一般・個別) 貸倒引当金との関係

OCC ハンドブック ( 貸倒引当金 ) は銀行の貸倒引当金の計上について、FAS 5 及び FAS

114 に準拠すべきことを求めているが、両会計基準とも具体的な貸倒実績率及び予想損失率の算定方法を規定していない。

実務的には、銀行は貸出金を債務者の業種等により括り、その貸出金ポートフォリオに固有の損失を見積もるべく、遷移分析を行っている。信用格付（債権区分）毎の損失率を、対応する信用格付（債権区分）毎の債権残高に乗じることによって、当該信用格付（債権区分）毎の貸倒引当金の要引当額が見積もられる。

また、実務的には、上記のような定量的要因のみならず、近時の経済及び政治状況といった定性的な要因も考慮の上、貸倒引当金の適切性が考慮される。

#### 1 - 4 - 8 基準引当率の有無

FFIEC「貸出金及びリース債権の貸倒引当金に関する関連監督当局の方針書」によれば、全ての FDIC 加入銀行（母国により付保されている外国銀行を除く。）は合理性テスト（Reasonableness Test）の対象となる。合理性テストとは、監督当局に報告されている貸倒引当金と以下の合計額を比較することを指す。

- ・ Doubtful 債権の 50%
- ・ Substandard 債権の 15%
- ・ 非分類債権について、類似債権に係る近時の状態を反映して修正した過去の経験に基づく予想損失額

当該方針書は、この合計額が最低要求額や安全水準を示すものでもないとしている。また、貸倒引当金の適切な水準は銀行毎の特性により異なるものであるとしている。ただし一般的に、貸倒引当金がこの合計額より低い場合には、検査官のさらなる貸倒引当金の分析手続に関するレビューが必要とされる。

#### 1 - 4 - 9 貸倒実績率及び予想損失率適用の要件

OCC ハンドブック（貸倒引当金）は、比較的小口の債権で、貸倒れの危険が少ない分類債権について個別債権毎に分析するのは実務的でなく、かつ、銀行の経営管理にとって必ずしも不可欠でもないとしている。また、Special Mention 及び Pass 債権について債権毎の分析は不可能とも記している。その代わりとして、FAS 5 に準じて、銀行はそのような債権について類似の貸出金のプールに対して、過去の貸倒実績に近時の状況に加味して修正した予想損失率を用いることができ得るとしている。

AICPA 監査・会計ガイドでも、個別債権毎の評価が行われない場合の、類似の債権プール毎の評価に関する取扱いについて、OCC ハンドブック（貸倒引当金）と同様の説明がなされている。

#### 1 - 4 - 10 貸倒実績率及び予想損失率の算定に関するルール

米国において、特に貸倒実績率及び予想損失率の算定に言及した監督上のルールは無

い。ただし、OCC ハンドブック（貸倒引当金）は以下のようなガイドラインを提供している。

#### （１）貸出金プールの分析方法

全ての銀行にとって最善、最適となる単一の方法はなく、監督当局は貸倒実績を求めるにあたって、特定の方法の適用を要求していない。

銀行の採る方法は情報システムの能力に大きく依存すると考えられている。したがって、数年に渡る過去の単純平均貸倒実績から、さらに複雑化した遷移分析まで容認されている。

#### （２）過去の実績算定期間

銀行において平均貸倒実績を算定するにあたって、特に固定された算定期間は規定されていない。経済状況に応じてその適切な分析期間は変動すると見なされている。

#### （３）遷移分析

銀行間でこの方法は大きく異なっているが、遷移分析をもっとも適切に適用し得るのは延滞債権や分類債権のプールとされている。

最も基本的な遷移分析は、貸倒償却された貸出金プールの固定化された母集団における分類の履歴を過去に遡って追うこととされている。より洗練された方法は、固定化されていない母集団を対象に、数期間かつ回収データを含めて貸倒実績を追い、膨大な過去のデータを分析するものである。最も洗練されているものは、貸出金を実行した時期の異なる融資方法や、地域的、季節的な要因までを考慮したものである。

#### （４）貸倒実績率

近時の傾向や状況により修正された貸倒損失は、同様な瑕疵のある貸出金や延滞債権のプールにおける固有の貸倒れを表すために使用される。これは同様に Special Mention や Pass 債権のプールの貸倒実績率を見積もるためにも使用される。

#### （５）修正貸倒実績

銀行は貸倒実績の利用において、以下の点を考慮してこれを修正した上で使用するべきであるとされている。（AICPA 監査・会計ガイドに記載されている考慮事項もほぼ同様の内容となっている。1 - 4 - 4（１）参照。）

- ・ 貸出方針及び手続の変更
- ・ 国及び地域の経済及び事業の状態の変化
- ・ ポートフォリオの性質や量の変化
- ・ 貸出金の量及び期間の傾向
- ・ 貸出管理者層及び関連従業員の理解度（熟練度）、経験、能力の変化
- ・ 銀行における経験、能力、貸出管理の深度や関連従業員の状況
- ・ 延滞及び分類債権の量及び深刻度の変化、未収利息不計上債権、問題債権の再構築、その他貸出金に加えた条件変更等の量の変化
- ・ 銀行の貸出金管理システムの質及び役員会による監視の程度
- ・ 信用集中の存在、影響及びその集中度合いの変化
- ・ 法律、規制上求められる事項や競争上等の外的な要因の影響

## （ 6 ）分析期間

貸出金プールに対する FAS 5 に基づく貸倒引当金について、多くの銀行は翌 1 年間の損失を見積もることとしており、これは、OCC ハンドブック（貸倒引当金）で、一般的に適切と考えられている旨記されている。また、SEC スタッフ会計公報（Staff Accounting Bulletin）<sup>2</sup>第 102 号「選択された貸倒引当金の方法と文書化」（SAB 102 “ Selected loan loss allowance methodology and documentation issues ”）は、SEC 登録会社に対し、貸倒損失を見積もる上で、貸出金をリスクの特徴に応じたポートフォリオに分割し、最善の一定の方法を決定した上で当該一定の方法に基づき継続して適用し、かつ、その結論や理由について文書化することを求めている。

### 1 - 4 - 1 1 DCF 法の適用と算定方法

#### （ 1 ）DCF 法と貸倒引当金との関係

OCC ハンドブック（貸倒引当金）は、減損の測定に際して FAS 114 の適用に基づく割引キャッシュ・フロー法（DCF 法）の利用を認めている。

実務上銀行は、減損した全ての貸出金について同一の減損測定方法の適用を義務付けられていない。選択される方法は、利用可能な情報やその他の要因により異なり、債権者は債権毎にその測定方法を選択する。しかし、一旦選択した測定方法は、継続して適用されるべきであり、当該方法の変更はその妥当性が検証されなければならない。

次項（ 2 ）において、本邦との比較を＜表 1 - 2＞のとおりにまとめてみた。ただし、本邦での実務は、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針（日本公認会計士協会銀行業監査特例委員会報告第 4 号）（最終改正 平成 11 年 4 月 30 日）（以下、「銀行償却引当実務指針」という。）「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF 法）が採用されている場合の監査上の留

意事項」(日本公認会計士協会)(平成15年2月24日)及び、金融検査マニュアル(平成15年2月最終改正)によりその端についたばかりであり、実務で定着している米国と、<表1-2>では表しきれていない差異があり得るものとする。

(2) DCF法の適用における、そのルールと方法

以下は、DCF法適用にあたっての米国と本邦の取扱いを比較したものである。

<表1-2> 米国と本邦のDCF法の比較

	米国	日本
DCF法適用根拠の主たる会計基準	FAS 114	「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」
DCF法の対象となる債権	個別に減損が生じている債権	要注意先及び破綻懸念先債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権
DCF法適用上の定量的な規定	特に無し	特に無し (ただし、金融検査マニュアルの改正(2003年2月)を通じて主要行における100億円以上の債権(要管理債権及び破綻懸念先債権)について適用が想定されている。)
キャッシュ・フローの見積期間	原則として5年を超えるキャッシュ・フローは可能性がないものとされる。	要注意先 5年以内 破綻懸念先 3年以内(事業計画等があれば5年可)
割引率(固定金利貸出金)	当初の実効利率 (繰延フィー、コスト、プレミアム、ディスカウントを勘案後)	当初の約定利率(貸出条件緩和を実施した直前の約定利率または取得当初の約定利率)
割引率(変動金利貸出金)	測定日にて再計算された実効利率または最初に減損が生じたときの利率 (継続的な適用が要求される。)	貸出条件緩和を実施した直前の約定利率に固定する方法、または、貸出条件緩和を実施する前の利率と当該変動金利に基づいて決算日毎に決定する方法等 (継続的な適用が要求される。)

1-4-12 本邦との差異分析

(1) 一般貸出金の評価方法と貸倒引当金との関係

米国における一般貸出金の評価方法と貸倒引当金との関係は、1-3に記載の債権償却の取扱いと同様、実務上は資産査定の結果が起点になっている点は本邦と共通する。しかし、その結果が貸倒引当金の計上にどのように結びつくのかについては、本邦の「債務者区分」や「分類」に相当する実務に関して、OCCハンドブック(貸倒引当金)でも本邦ほど明確には規定されていないように見受けられる。

これは、本邦では「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会)(平成11年1月22日)(以下、「金融商品会計基準」という。)金融商品会計基準、同実務指針においても、銀行に限らず、債権区分(一般債権、貸倒懸念債権、破綻更生債権等の3区分。)を行った上で貸倒引当金を測定、計上することを求めているのに対して、FAS 5 や FAS 114 ではそのような区分を前提とした規定になっていないことも一因と思われる。

しかしながら、米国でも銀行の実務においては監督当局のガイドラインで、本邦ほど精緻ではないにしても債権区分手続と貸倒引当処理の一貫性が求められており、これに従い債権区分手続の結果に基づく貸倒引当金の設定が行われているものとする。

## (2) 貸倒引当金の種類

FAS 5 による貸倒引当金は本邦の一般貸倒引当金に、また、FAS 114 による貸倒引当金は本邦の個別貸倒引当金に、概ね対応すると思われる。ただし本邦では、たとえば、要管理債権のように個別に評価している度合いの強いものも、要注意債権の範疇である限り、その引当金は一般貸倒引当金として扱われるというように、債務者区分の違いが一般貸倒引当金か個別貸倒引当金の違いとなる。それに対して、米国では債権区分にかかわらず、貸出金のあるプールに対して貸倒引当金を計上する際には FAS 5 に基づき、また、個別の貸出金に対して貸倒引当金を計上する際には FAS 114 に基づき計上していると一般的に説明される。よって米国の場合、会計上は本邦の一般貸倒引当金と個別貸倒引当金に相当する区別はない。

ちなみに、自己資本比率規制の法令上の取扱いにおいて、自己資本の Tier 2 に算入できる貸倒引当金には、識別された損失 (identified losses) に対する Specific reserves を含めないとする規定がある。この法令上の Specific reserves は特定の債務者からの債権回収が不能であることを示す一定の事実 (confirmed event) が生じ、債権区分を Loss としたものの、何らかの理由 (償却に関する社内の承認手続の未了等。)により貸出金と貸倒引当金を両建て計上している場合の当該貸倒引当金のことを指すと考えられている。当該貸倒引当金は対象となる債権に生じた損失以外に振り当てられることは考えられないため、これを識別された損失に対する Specific reserves と解釈しているものと思われる。

## (3) 貸倒引当金計上額の算定方法

米国では、個別に減損を認識していないものについて、類似した債権のプール毎に貸倒実績を考慮して貸倒引当金を計上する方法 (FAS 5) を採用しているものの、債務者区分との関連性は会計基準上規定されておらず、また、債権のあるプールへの組入れの定性的及び定量的基準は各銀行の内部規程に拠っている。さらに、個別に減損が認識された債権については FAS 114 が適用され、個別に一定の方法により貸倒引当金が測定されることになる。すなわち、米国では債権区分と貸倒引当金算定方法の関連性は特に制度としてはルール化されていない。

それに対して、本邦の場合、金融検査マニュアル、及び銀行償却引当実務指針において、債権区分毎に個別引当金の算定方法が定められている。

なお、本邦の金融商品会計基準は、キャッシュ・フロー見積法（金融商品会計基準第四．二．2（2））を貸倒懸念債権の貸倒見積額の算定上適用可能とし、銀行償却引当実務指針は、要注意先及び破綻懸念先債権について債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、同等の方法を適用することとしている。これは FAS 114 の将来予測キャッシュ・フローの割引現在価値による減損測定の方法と近似している。（DCF 法については、1 - 4 - 11 を参照。）

#### （４）貸倒引当金の表示方法

米国では貸借対照表上貸倒引当金の金額が開示される限り、貸出金を純額表示することが認められている。それに対して本邦では、銀行法施行規則別紙様式である業務報告書及びそれを踏まえた計算書類等において、貸借対照表上貸出金は貸倒引当金控除前の総額で表示し、貸倒引当金は貸借対照表上資産の部でマイナス表示することとなっている。証券取引法に基づく有価証券報告書の銀行用の様式は全銀協により統一が図られているが、当該表示方法については有価証券報告書における財務諸表においても計算書類と同様である。

#### （５）貸倒実績率及び予想損失率と（一般・個別）貸倒引当金との関係

米国では FAS 5 による貸倒引当金（本邦の一般貸倒引当金を対比。）の算定上、実際の引当率は、貸倒実績率をもとにその実績率に対して補正を加えた予想損失率をもって引当率とすることを前提としている。ただし、実務上過去の貸倒実績率をそのまま適用しているのが一般的と見受けられる。日本においても実務上は一般貸倒引当金に対して貸倒実績率を使用していると思われ、その意味で大きな差異は無いと思われる。

また、本邦の金融検査マニュアルでは、破綻懸念先債権に対する個別引当計上額算定においては、分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法が示されている。当該予想損失額の算定に当たっては、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求めることとしている。

米国においても近時の政治、経済の状況等の定性的要因に起因する貸倒懸念に対して、貸倒引当金を計上することが実務上は行われているが、貸倒実績率を補正した予想損失率を算定するのではなく、別建てでそのような変動要因に対する引当を行っているように見受けられる。

#### （６）基準引当率の有無

本邦の場合、米国 FFIEC の「貸出金及びリース債権の貸倒引当金に関する関連

監督当局の方針書」にあるような、検査手続の目安となり得る貸倒引当金の水準に関する法令、ガイドライン等はない。ただし、米国においても、あくまでも貸倒引当金の合計額についての検査上の目安の話であり、債務者区分毎の基準引当率を意図したものではない。

#### (7) 貸倒実績率及び予想損失率適用の要件

本邦の場合、金融検査マニュアル及び銀行償却引当実務指針において、貸倒実績率及び予想損失率の適用対象は、原則として正常先、要注意先に対する債権としている。本邦の破綻懸念先債権の場合、債権毎に個別に貸倒見積額の算定を行うことが原則となっているが、分類に分類された部分については一括して予想損失率を適用して貸倒引当金を算定することも認められている。

米国の場合は、分類債権については、貸倒償却の対象となるもの以外、FAS 114の適用がまず考慮され、実務的には一定金額以上のものについてDCF法を用いて減損が測定される。ここで、一定金額以下のものについては類似貸出金プール毎に貸倒実績率等を用いて貸倒引当金を算定する実務（FAS 5の適用。）が行われており、この点では本邦の実務と類似している。

#### (8) 貸倒実績率及び予想損失率の算定に関するルール

米国では、貸倒実績率の算定において、損失は一般的に貸倒償却をその損失の範囲としているのに対して、本邦では、これに債権区分の引下げに伴う追加引当による損失を含めている。また、算定期間について、米国では特にルールはなく、それぞれの銀行及び貸出金ポートフォリオの特性に合わせて決定されるべきとされている。本邦では過去3年を算定期間としている。

#### 注

<sup>1</sup> 「SECに提出されるForm S-1等の発行市場向けの登録届出書およびForm 10-K等の流通市場向けの年次報告書に記載される財務諸表の作成方法及び開示内容等を定めた会計規則。」

出所；新井清光編「英和会計経理用語辞典〔第2版〕」(中央経済社、1999年)

<sup>2</sup> 「SECの主任会計審査官室スタッフにより、1975年以降公表されているものであり、登録会社がレギュレーションや会計連続通牒を遵守する場合に参考にすべき適用指針などを明らかにしたもの。その内容は、事実関係(facts)、それに関連する質問事項(questions)、それに対する回答(interpretative response)からなっているが、レギュレーションS-X、S-Kなどのような法的効力もっていない。」

出所；新井清光編「英和会計経理用語辞典〔第2版〕」(中央経済社、1999年)

## 1 - 5 信用リスク管理モデル

### 1 - 5 - 1 信用リスク管理モデルを償却・引当及びリスク・アセット算出に用いている銀行に対する特別の開示要求の有無

財務諸表注記として従来開示されていた重要な会計方針では、貸倒引当金等に係る経営者による見積もり等について限定的な説明しか開示されていなかった。そのため、重要な会計方針の記載に加えて、2001年12月にSECが発行した財務報告通牒（Financial Reporting Release<sup>1</sup>第60号「重要な会計方針の開示に関する忠告（FR-60 “Cautionary Advice Regarding Disclosure about Critical Accounting Policies”））により、経営者による会計上の見積もりの説明（MD&Aの一部）の箇所で明確かつ詳細に説明することを義務付けた。

信用リスク管理モデルを償却・引当及びリスク・アセット算出に用いている銀行の特別の開示例は今回の調査では見受けられなかったが、該当するケースがあれば、当該開示はFR-60に従い今後行われるものと考ええる。

### 1 - 5 - 2 新BIS規制案を踏まえて前倒しで既にリスク・アセット計測手法を開示している金融機関の有無

米国では、銀行は貸出金のポートフォリオに係る統計データの他、信用集中の状況についても開示している。その中には、債務者の属性別（企業・個人）及び債務者の属する産業別、地域別にポートフォリオ、貸倒引当金、もしくは不良債権を細分して開示している例もある。ただし、新BIS規制案を踏まえてのリスク・アセット計測手法について開示している例は、今回の調査では見受けられなかった。

注

<sup>1</sup> 「会計、監査の原則および実務に関するSECの立場を表明することを目的として1982年4月より公表されているものであり、会計、監査問題または財務情報の開示に関する規則およびレギュレーションを採択し、改訂または解釈する場合に用いられるもの。」

出所；新井清光編「英和会計経理用語辞典〔第2版〕」（中央経済社、1999年）

## 第2章 英国

### <概略>

財務会計上の償却・引当のルールとして、会計基準審議会が制定する財務報告基準書第18号（Financial Reporting Standard No. 18）があり、その主旨にあわせ、英国銀行協会の貸出金に関するガイドライン（Statements of Recommended Accounting Practice on Advance）が規定されている。ただし、これら財務報告基準書や英国銀行協会のガイドラインは、貸出金の償却・引当について原則論を示すに留まり、実務上は、各行がその経営判断において定めた内部規程に従って償却・引当処理を行っている。また、金融サービス機構（Financial Services Authority）は、償却・引当処理額の報告義務を規定しているが、それらの処理額を算定する手法については、詳細を規定しておらず、基本的スタンスとしてはその対応を各行の判断に委ねているように見受けられる。また、金融検査については、一般的に実地検査（オン・サイト・モニタリング）よりも各種経営資料を分析するオフ・サイト・モニタリングを重視しており、各行の償却・引当状況の監視についてもこの基本スタンスに従って対応していると思われる。このように、償却・引当処理の実務に関して、会計制度、銀行監督制度等の観点からみると、本邦よりも各行の独自性が尊重される枠組みとなっているように見受けられる。

### 2 - 1 償却・引当制度の概観と実務において依拠すべきルール

#### 2 - 1 - 1 根拠法令

1985年/1989年会社法（Companies Act 1985/1989）は英国のすべての会社が遵守すべき法律であり、銀行業を営む法人もその適用対象となっている。会計に関連して、財務諸表監査、利益の分配等が規定されているが、償却・引当に関しては、財務諸表上の表示方法に関するもの以外には、特に定められていない。

#### 2 - 1 - 2 監督上のガイドライン

##### （1）英国における金融監督制度

2001年12月施行の2000年金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000；FSMA 2000）は、1986年金融サービス法（Financial Service Act 1986）及び1987年銀行法（Banking Act 1987）に代わって、新たな金融監督制度の枠組みを構築し<sup>1</sup>、金融サービス機構（Financial Services Authority；FSA）に以下の4点を柱とした監督権限を与えている。

- ・金融システムに対する信任とその安定。

- ・消費者の金融システムと金融商品に対する正しい理解の促進。
- ・消費者保護。
- ・金融犯罪の防止。

なお、FSA は独立した非政府機関（Independent non-governmental body）であり、金融機関からの手数料収入により運営される株式会社（Limited Company）である。

## （２）償却・引当に関するガイドライン

FSA は監督下の銀行が準拠すべき基準として、各種のハンドブックを発行している。その中に、銀行業務基準書（Interim Prudential Sourcebook for Banks；IPRU）と呼ばれる基準書（FSMA 2000 施行と同時に 2001 年 12 月より適用開始。（添付資料 2-1-1））がある。

この IPRU の主な目的は、銀行が資本充実とリスク・マネジメントに必要なシステムや内部統制を構築できるようにするところにある。IPRU には個別及び一般貸倒引当金に関する規定もあって、銀行に対して貸倒引当金の適切な処理を要求している。

このハンドブックでは、まず導入部である、Volume 1, Chapter GN, Section 3.3.17R～18G 及び Section 3.4.5R～6G において、各行に Provision Policy（引当金規程）を備えることを要求し、さらに Volume 2, Chapter PN において、引当処理は、FSMA 2000 及び Companies Act 1985/1989 に従って取り扱うものであるという基本原則を示した上で、処理についての基本的なガイドラインを記述している。このように当ハンドブックでは、引当処理に対する FSA の基本的な考え方を述べ、大まかな枠組みを提示するにとどまり、実務的なルールについては、銀行が自主的に定めるものとしている。

この他、各行に対して、Provision Policy（引当金規程）を FSA に提出することを求めているが、提出すべき規程に関するルールの詳細は規定されておらず、IPRU, Chapter PN Section 3.1～3.4 において、Provision Policy にて盛り込むべき項目の例が示されているのみである（2-1-5 参照。）

FSA は、各行で行われている償却・引当のプロセスを把握できるようにすることが Provision Policy 提出の目的と位置付けており、オフ・サイト・モニタリングの一環として、各行に対し、提出された償却・引当に関する内部規程についての説明を求めることがある。

## （３）FSA への報告義務

FSA は規制手続に関するハンドブックである Supervision（SUP）を公表しており、その Chapter 16. Reporting requirement（添付資料 2-1-2）において、銀行の報告義務を規定している。

ここで提出を義務付けられている報告書のうち、自己資本比率に関する四半期

レポート(単体ベース。連結ベースは半期レポート。)において、個別及び一般貸倒引当金と償却処理額についての報告が要求されている(報告様式は、Form BSD3 と呼ばれるものである。)

#### (4) FSA による金融検査

FSA のハンドブックの中には、本邦の金融検査マニュアルに相当するものはない。これは、FSA がオン・サイト・モニタリングとして、不定期に2、3人の検査官が検査対象行を訪問(“Review Team Visit”)し、経営陣に対するヒアリング<sup>2</sup>を実施する程度のものにとどめ、銀行監督上の主たる手段と位置付けていないことがその背景の一つにあるものと思われる。すなわち、FSA は検査の軸をオフ・サイト・モニタリングに置いており、定期的に各行の報告資料を分析し、各行へのヒアリングを通して疑念があれば、会計士等の外部専門家のチェックを受けるよう、銀行を指導するという制度(“Skilled Person”, FSMA 2000, Section 166 に規定。)が確立されている。

#### 2 - 1 - 3 業界ルール

英国銀行協会(British Bankers Association; BBA)が発行する Statements of Recommended Accounting Practice (SORP) は、銀行業界特有の会計処理を規定したものである。SORP の適用は強制されていないが、すべての銀行にその適用が推奨されている。

SORP の中で償却・引当に関連するものとして SORP on Advances が1992年9月に公表されている(添付資料 2-1-3)。ここでは Advance を「銀行が金銭消費貸借契約に基づき貸し出した金銭(貸出金、当座貸越等)を含む対顧客エクスポージャー」と定義し、毎年貸借対照表日現在で査定する必要があるとしている。Advance の貸借対照表計上額については、「償却額(Write-off)」、「一般及び個別貸倒引当金(Specific and General Provision)」及び「延滞利息<sup>3</sup>」について調整後のもの(純額表示)と規定されている。なお、償却・引当額の計算については、詳細を規定せず、ルールの大枠を定めているのみである。

#### 2 - 1 - 4 会計基準

英国においては、以前、会計基準委員会(Accounting Standards Committee; ASC)によって設定された Statement of Standard Accounting Practice (SSAP) が会計基準として位置付けられていたが、1990年以降は、会計基準審議会(Accounting Standards Board; ASB)が ASC に代わって会計基準である財務報告基準(Financial Reporting Standard; FRS)を公表するようになった。また、ASB の下位機関として Urgent Issues Task Force (UITF) が設置されており、そこでは会計基準及び会社法の解釈上の問題を取り扱っている。

FRS 12 “Provision, Contingent liabilities and contingent assets” (引当金、

偶発債務・債権に関する財務報告基準（添付資料 2-1-4）においては、引当金計上の要件を「過去の事象によって発生した現在の債務で、当該債務を履行するために経済的損失が発生する可能性が高く、その見積もりが可能である場合」と規定している。ただし、不良債権の引当は FRS 12 がカバーする範囲には含まれていない。

この他、FRS 18 “Accounting Policies”（会計方針に関する財務報告基準）が 2000 年 12 月に公表され、SSAP 2 “Disclosure of Accounting Policies”（会計方針の開示（添付資料 2-1-5））の改訂基準と位置づけられている。この基準は、SORP を銀行が適用する会計基準として最も適当なものと位置付けており、銀行が SORP に準拠していない場合は合理的な反証がない限り、監査人が「限定意見」もしくは「不適正意見」を表明すべきであると明記している。このため、債権の償却・引当に関しては SORP が会計基準としての役割を担っているものとされている。

## 2 - 1 - 5 実務上の対応

### （1）引当金規程の制定

IPRU, Chapter GN, Section 3.4.5R は、各行が各自の Provision Policy（引当金規程）を制定し、これを FSA に提出することを求めている。この引当金の内部規程に準じて、各行は償却・引当の処理をしている。FSA は、この Provision Policy のレビューを通じて、各行で行われている償却・引当処理のプロセスの合理性をオフ・サイトでモニタリングしている。

### （2）FSA 銀行業務基準書における引当金規程に関するガイドライン

Provision Policy の制定にあたってのガイドラインは、Chapter PN, Section 3 で説明されており、Provision Policy に含めるべき項目として、債権の償却・引当に関するものの他、信用リスク管理やその他の引当金に関するもの等を列挙している。ただし、あくまでも例示の列挙であり、各項目の強制適用は求められておらず、Provision Policy の内容は、各行の個別事情にあわせたものとする事が許容されている。

下記 1) ~ 17) は、債権の償却・引当に関しての記載項目の例を抜粋したものである。

#### 1) Policy の統括責任者

- ・ Policy の作成は、役員会（外国銀行の在英支店の場合は、本店の経営陣と支店の管理職の双方。）が責任を有し、内容については役員会または監査委員会の承認が必要である。更に管理責任者として、上級取締役を一名任命しなければならない。
- ・ 大手行が、FSA により関連会社を含めたグループ・ベースで監督されている場合には、グループ・ベースの Policy を設定し、役員会または監査委員会が

その大枠を規定して、上級管理職が詳細を定めなければならない。

- ・経営者は、当該 Policy が関係職員の間で正しく認識されているかどうかについて、モニターする必要がある。

## 2) Policy の見直しの責任者及びその頻度、方法

少なくとも年に一度は Policy を見直し、これが銀行の実態に合っているか確認する必要がある。この見直しは、上級管理職によって行われ、役員会または監査委員会の承認を受けなければならない。

## 3) Policy の適用業務範囲の明確化

Policy が銀行の全業務を対象としたものか、業務毎に Policy を定めているのかを明確にしなければならない。業務毎に Policy を規定する場合は、それぞれの内容における相違点を明らかにする。

## 4) 引当金見直しの頻度

エクスポージャーの状況の変化に併せて適宜引当金額の調整を行う。特に急な変化に対応できることが必要である。

## 5) 経営陣への報告形式

引当金が適切に処理されているかを把握するために、経営陣は、報告書の作成と使い方に関するプロセスを構築しなければならない。

## 6) Policy の遵守性チェック<sup>4</sup>

経営陣への報告、内部監査人もしくは外部監査人のチェック、本店の検査担当者によるチェック等、Policy が遵守されていることのモニタリングを義務付ける。

## 7) 不良債権(Non-performing exposure)の定義・分類基準

銀行毎に不良債権の分類基準は異っていることから、不良債権の定義、評価及び管理方法について記載しなければならない。

## 8) 問題債権(Problem exposure)の検出

定期的にローン・ポートフォリオを見直すことにより、問題債権を検出しなければならない。当該問題債権は、Watch List にて一括して管理される。問題債権として分類される要因の例として、利息支払いの遅延、信用リスクの限度額違反、もしくは財務情報から読み取れる問題点等が挙げられている。

## 9) 引当処理の時期

引当処理の実施時期は、行内で設定した一定の基準あるいは経営陣の判断のいずれによって決定されるものを明らかにする。

## 10) 個別貸倒引当金の算出方法

個別引当金の算出方法を、一定の算式によるか、あるいは、債務者区分毎に算定するのか、いずれによるかを規定する。

## 11) 個別貸倒引当処理の実施における責任者

個別貸倒引当の決定は、特定の職員によるものか、委員会のような組織によるものを記載する。

## 12) 一般引当金の計上方法

一般引当金について、一定の算式を用いて算出するのか、経営陣もしくは委員会が決定するのか等を規定する。

## 13) 担保資産、保証、保険の評価

担保資産は、当該債権の信用リスクをカバーできているかどうかの観点から評価すべきである。そのためには、担保が適切に評価され、その有効性を検証するシステムが必要である。

## 14) 償却処理実施の根拠

償却処理の実施が、行内で定めたルールによるものか、経営陣の判断によるものを明確にする。

## 15) 債権回収についてのルール

不良債権の回収についてのルールはあるか、回収の権限を有するのは誰か（独立した部署、顧客管理の部署もしくは外部の回収会社等。）といった事項について記載する。

## 16) 引当額と償却実績の見直し

引当額と実際の貸倒実績を比較分析することは、銀行の債務者分類、信用リスク・モデル及びプライシング・モデルの見直しにも役立つと位置付けている。

## 17) 戻入れについてのルール

引当金を積む必要のなくなった債権の戻入れのルールを制定する。

## 2 - 1 - 6 本邦との差異分析

償却・引当処理に関して、FSA は大枠のみを定め、その範囲で銀行が独自の対応を行っている点において、監督当局の指導を軸に銀行が実務を行っている本邦の事情とは異なっている。

注

<sup>1</sup> FSMA 2000 は、金融各業態の監督と免許登録業務の FSA への一本化方針に併せて制定された。

<sup>2</sup> 貸出ポートフォリオの内容、信用リスクの管理、引当金の水準について、FSA の検査官によるヒアリングの対象となることがある。

<sup>3</sup> 延滞利息についての SORP の取扱い

各行が貸出金の利息の回収可能性に疑義があると判断した場合には、利払い期日の到来、未到来の違いから、次のように取り扱う旨、SORP において規定されている。

貸借対照日現在で経過利息の支払期日が到来していないケース

利息の回収可能性に疑義があれば、受取利息に計上することなく、未収利息の相手勘定として、仮勘定 (Suspense account) に計上する。ただし、貸借対照表上は、未収利息と当該仮勘定はネットすることが求められているため、結果として未収不計上とするのと同様となる。

貸借対照日現在で経過利息の支払期日が到来しているケース

利息の回収可能性に疑義があれば、当期既計上の受取利息を仮勘定に振り替える。過年度に受取利息に計上された分については、引当金を計上する。未収利息は、利払い期日到来により、顧客向けの債権として計上されるが、貸借対照表上は、当該仮勘定とネットし、また、引当金も控除した上で表示されるため、貸借対照表上の Advance 勘定計上額には、回収懸念分は含まれないこととなる。

<sup>4</sup> Provision policy の遵守性チェック

Provision policy の適用に関するモニタリング体制の整備、運用を求めており、この点は、IPRU において推奨項目の中でも特に重要とされている。

## 2 - 2 債務者区分及び債権分類の方法

### 2 - 2 - 1 一般貸出金の評価基準並びに評価方法

#### (1) 監督上のガイドライン及び業界ルール

IPRU では、資産査定的重要性と適正な水準の引当金の維持を求めている。また、SORP においては資産の自己査定 (review) を行い、債権回収の可能性に応じて償却・引当処理を適切かつ速やかに行わなければならないと規定している。

ただし、SORP が求める自己査定の方法については、具体的な指針のようなものは SORP においても特に規定されていない。したがって、実務上は、IPRU や SORP の主旨を踏まえ、各行の経営判断により、自行の Provision Policy を定め、それによって償却・引当処理を行っているように見受けられる。

#### (2) 実務上の対応

ある銀行では、外部の格付機関の信用格付にも対応した (例えば自行の行内格付 X はムーディーズの Baa 1 に対応というように規定。) 12 段階の債務者区分を行内で定め、全債務者を分類している。この債務者区分は、今後 1 年以内の予想デフォルト率を基準に設定されている。

### 2 - 2 - 2 一般貸出金の評価と金融検査との関係

FSA は、少人数のチームでオン・サイト・モニタリングを実施し、検査対象銀行のポートフォリオの内容と質を検証する。引当金の水準の妥当性について疑念がある場合は、これを改善するよう経営陣を指導する。(ただし、オン・サイト・モニタリングの位置付けについては、2 - 1 - 2 (4) を参照。)

### 2 - 2 - 3 本邦との差異分析

英国の債務者区分及び債権分類の方法に関しては、本邦の金融検査マニュアルで想定しているような詳細なルールは、法令や FSA のガイドラインとしては、規定されていない。また、自己査定については、少なくとも年に一度行われているが、本邦のように仮基準日は決算日の 3 ヶ月以内というような基準もなく、実施時期も銀行の自主ルールに拠っている点も、本邦との相違点として挙げる事ができる。

## 2 - 3 債権償却方法

### 2 - 3 - 1 債権償却方法についてのルール

#### (1) 監督上のガイドライン

IPRU, Chapter GN, Section 3.3.17 (添付資料 2-1-1) は、英国法人であるか否かに関わらず、すべての銀行に償却・引当処理を行うことを要求し、Chapter PN, Section 2 において、保有する資産に減損が生じた場合や将来に損失が発生すると予想される場合には適切な (adequate) 水準の引当金を計上することを求めている。ただし IPRU では、adequate の水準は銀行のビジネスの規模や内容によって異なるものとされ、償却・引当の処理方法についての詳細の規定は定められていない。

なお、この IPRU においては、償却処理と引当処理を区別した規定はなく、償却処理のみに関するルールは特に定められていない。

#### (2) 業界ルール

SORP の下では、Advance が不良債権<sup>1</sup>であると評価され、個別引当金の設定が必要と判断された後でも、当該引当金額は回収可能性の程度に応じて増減するものと考えられている。SORP on Advances の Paragraph 19 では、債権回収の見込みがないと判断されることになった場合、償却処理 (write-off) を行わなければならないと規定しているが、償却処理の規模と実行のタイミングの判断は、銀行の自主的な判断によるものとされている。ただし、償却処理は、回収が困難なことを示すある事実 (破産訴訟の確定・債権回収手続の確定等) の発生に基づいて実施されることが多いため、より現実的な見通しに基づく回収可能性を前提に償却処理を実施することができるものとされている。

### 2 - 3 - 2 一般貸出金の評価方法と債権償却との関係

債権償却についても、実務上は、債務者区分ないし債権分類と同様、各行が定めた内部規程により行われており、債務者の信用評価で回収の困難性を示す何らかの事象に基づき、回収不能と評価された時点で債権を償却 (write-off) しているケースが多いように見受けられる。

### 2 - 3 - 3 債権償却処理の要件

償却処理に関する法令や FSA による規定はなく、自行の Provision Policy (引当金規程) に準拠し、銀行の判断によって償却処理を実施することとなる。一般的に SORP の規定に基づき、債権の回収見込みがないと判断された時、債権の元本及び利息について償却処理を行っているように見受けられる。なお、多額の償却の戻入れが頻繁に発生す

る場合は、当該銀行の償却・引当の内部規程に問題がある可能性が高く、見直すべきであると実務上考えられているように見受けられる。

#### 2 - 3 - 4 債権償却額の算定

償却処理の金額についても、銀行の内部規程によって決定されるため、その算出方法を各行で独自に内部規程の中で規定している。

実務上、償却に先立って個別貸倒引当金が設定されていることが多いが、この場合、実際の損失額のうち既に引当を行っている部分に関しては引当金を取り崩され、残額について、貸倒損失として直接損益計算書に計上されることになる。

なお、英国の銀行の償却処理に関する統計データとしては、四半期及び年次の償却額を貸出先のタイプ毎に示したイングランド銀行( Bank of England ; BOE )公表のもの( 次頁<表 2 - 1 >参照。)がある。

#### 2 - 3 - 5 FSA への報告、承認手続

SUP, Chapter 16. Reporting requirement によって、銀行は Form BSD3 の提出を要求されており、当様式の Appendix A-V ( 添付資料 2-3-1 ) によって、各行は償却額及び償却の戻入額を FSA に報告する必要がある。

なお、償却処理についての FSA の事前承認取得は求められていない。

#### 2 - 3 - 6 本邦との差異分析

英国では、回収不能と評価された場合に償却処理が求められるが、処理に関してそれ以上のルールは定められていない。各行の置かれた経営環境等が異なる以上、各行の引当処理の方針も異なり得るものであるというのが、FSA の基本的なスタンスであり、償却処理の場合、基本的に各行に裁量が与えられている点が、税務上の取扱いを重視した償却処理の行われる本邦と比べると、特徴の一つと思われる。

注

<sup>1</sup> 「不良債権」という訳語について

この報告書では、IPRU における Non-performing exposure 及び SORP における Impaired Advances には、いずれも「不良債権」という訳語を当てた。

<表 2 - 1 > “WRITE-OFFS AND OTHER REVALUATIONS OF LOANS BY BANKS ”

		As of December 5 <sup>th</sup> 2002 £ millions								
RPA/Q	Total	Non-financial corporations	Other financial corporations		Individuals			Unincorporated businesses	Non-residents	
			TFHB	TFHC	Secured on dwellings	Credit card	Other			Total
	TFHA			TFHD	TFHE	TFHF	TFHG	TFHH	TFHI	
1993	<b>5 553</b>	3 336		204	277	283	943	1 503	476	34
1994	<b>5 060</b>	3 220		114	262	170	845	1 277	380	69
1995	<b>5 199</b>	3 121		408	142	138	965	1 245	351	74
1996	<b>3 745</b>	1 924		53	149	195	1 066	1 409	346	12
1997	<b>3 683</b>	1 788		50	235	244	1 019	1 499	301	45
1998	<b>3 117</b>	1 347		36	237	328	856	1 420	238	76
1999	<b>2 985</b>	733		22	219	490	1 220	1 929	224	77
2000	<b>3 002</b>	838		29	141	698	1 092	1 931	208	- 1
2001	<b>3 497</b>	733		19	105	876	1 412	2 392	308	46
1993 Q2	<b>1 459</b>	866		42	73	161	179	413	131	7
Q3	<b>1 127</b>	651		23	84	61	193	338	101	14
Q4	<b>1 557</b>	947		58	74	45	304	423	135	- 6
1994 Q1	<b>1 552</b>	996		54	96	46	228	370	120	12
Q2	<b>1 200</b>	768		39	50	43	182	275	87	31
Q3	<b>1 145</b>	729		10	65	47	198	310	83	13
Q4	<b>1 163</b>	727		11	51	34	237	322	90	13
1995 Q1	<b>1 095</b>	683		10	33	37	224	294	85	23
Q2	<b>892</b>	562		8	21	33	181	235	69	18
Q3	<b>1 412</b>	662		362	46	34	215	294	81	13
Q4	<b>1 800</b>	1 214		28	42	35	346	423	116	20
1996 Q1	<b>903</b>	454		14	39	37	279	354	80	2
Q2	<b>947</b>	523		13	39	43	240	323	86	2
Q3	<b>805</b>	402		11	30	50	231	312	76	4
Q4	<b>1 089</b>	545		15	41	65	316	421	103	4
1997 Q1	<b>1 019</b>	503		14	33	53	300	386	95	21
Q2	<b>800</b>	396		11	38	61	217	316	75	2
Q3	<b>921</b>	445		12	60	63	252	374	84	4
Q4	<b>927</b>	445		19	104	68	225	398	39	27
1998 Q1	<b>819</b>	379		13	72	75	203	353	62	12
Q2	<b>736</b>	335		5	40	70	205	315	62	19
Q3	<b>714</b>	309		8	48	78	206	332	63	2
Q4	<b>848</b>	320		11	77	105	240	423	51	44
1999 Q1	<b>617</b>	137		10	43	100	266	409	51	10
Q2	<b>753</b>	232		- 12	57	117	285	459	57	17
Q3	<b>731</b>	175		6	61	164	275	500	42	8
Q4	<b>884</b>	189		18	58	109	394	561	74	42
2000 Q1	<b>720</b>	205		3	37	168	259	464	57	- 8
Q2	<b>677</b>	174		12	33	179	235	447	40	5
Q3	<b>714</b>	195		7	34	173	253	461	52	-
Q4	<b>891</b>	264		7	37	178	345	559	59	2
2001 Q1	<b>787</b>	172		4	23	201	325	548	62	2
Q2	<b>832</b>	184		6	25	226	331	583	59	1
Q3	<b>829</b>	160		3	25	210	351	585	80	-
Q4	<b>1 049</b>	217		6	32	239	405	676	107	43

出所：BOE ウェブサイト (<http://www.bankofengland.co.uk>)

Statistical abstract 2002-part 1, table 7, Write-offs and other revaluations of loans by banks 1993 to 2001 (<http://www.bankofengland.co.uk/mfsd/abst/ab1t7.xls>)

表注)

“Statistical Abstract”には、この他、各行の貸借対照表を合計したのもも掲載されている。

表中のTFHAからTFHIまでの4文字は、Bank of Englandがデータ集計上、付した記号である。

上記のポンド建て貸付の他、外貨建て貸付のデータについて別途公表している。

BBAも“Banking Business - An Abstract of Banking Statistics”にて、金融機関の各種データを公表している(有料)。

## 2 - 4 貸倒引当金に関する会計処理、表示

### 2 - 4 - 1 貸倒引当金に関するルール 種類と設定の要件

#### ( 1 ) 監督上のガイドライン

IPRU, Chapter GN, Section 3.3.17 (添付資料 2-1-1) において、英国法人であるか否かに関わらず、すべての銀行に償却・引当処理を行うことが、また、同 Chapter CA, Section 6.2 において、一般貸倒引当金の計上が、それぞれ規定されている。一般貸倒引当金は、損失の発生が未確認の貸出金の引当処理に利用され、自己資本比率の計算上、リスク・アセットの 1.25% を上限として、Tier 2 Capital に含めることが許容されている。

#### ( 2 ) 業界ルール

##### 1 ) General Provision ( 一般貸倒引当金 )

SORP on Advances, Paragraph 16 (添付資料 2-1-3) では、貸借対照表日において Advance のポートフォリオに貸倒れが発生していながら、銀行がその事実に関する明確な証拠を得ていない場合は、将来発生が確実となる損失をカバーするために、一般貸倒引当金を計上しなければならないとしている。ただし、同 Paragraph 17 において、一般貸倒引当金は、貸借対照表日現在で、既に発生している価値の減少の処理に適用することを要件としており、同日現在で、信用リスクの存在が認められるものの、貸倒れの発生が確実ではない債権については一般貸倒引当金の対象外となる旨、規定している。

一般貸倒引当金の算出方法は、各行の自主的判断に委ねられているが、過去の貸倒実績 (past experience)、経営状況 (business climate) 等が判断基準の例として挙げられている。

##### 2 ) Specific Provision ( 個別貸倒引当金 )

SORP on Advances, Paragraph 11 (添付資料 2-1-3) において、債権をその契約条件に従っての全額の回収が見込めなくなり、その一部が回収されないと判断された時に当該 Advance は “ Impaired ” として認識される旨、規定されている。この場合、当該債権に対して個別引当金による引当処理が必要かどうかを検討しなければならない。個別貸倒引当金が計上される例として、貸借対照表日において元本もしくは利息の支払期限が到来しているにも関わらず支払が滞っている場合が挙げられている。

回収不能見込額は、債権の簿価と銀行が予想する正味実現可能価額との差額と定義され、この全額をもって個別貸倒引当額とする。個別貸倒引当額は、債務者の清算手続の開始や管財人の管理下に置かれるといった客観的事実を根拠に算出される。それ以外の場合は、各行の判断のもと、債務者の財務状態等を加味して

回収不能見込額を算出の上、個別貸倒引当額を決定する。

当該債権の市場への売却価額が存在する場合、それが正味実現可能価額を下回ることがある。銀行が毀損の回復まで当該貸出債権を保有し続ける場合は、このような状況が発生しても問題はないが、回復を待たずに売却する場合は、売却可能価格と簿価との差額をもって引当金を計上する必要がある。

また、消費者向け貸出金やその他同種の貸出金からなるポートフォリオについては、個別債権毎の引当処理が困難であるため、ポートフォリオ・ベースで個別引当額を算出することが認められている。

### 3) 一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の差異

一般貸倒引当金と個別貸倒引当金は、以上の定義に基づいて、別々に算出されるが、貸借対照表上は、両者の合計額を貸出金残高から控除し、ネットの貸出金残高を表示する形式が一般的である(2-4-5参照。)

### 4) Dynamic provision

一般貸倒引当金と個別貸倒引当金は、基本的に過去の損失実績から見積もられる。それに対して、将来の予想損失に対する引当処理は Dynamic provision と呼ばれ、BOE からのペーパー等で紹介されている。しかし、この引当処理は、まだ銀行の実務においてその手法が必ずしも確立しているには見受けられないことから、ここでは紹介にとどめることにする。

## 2-4-2 一般貸出金の評価方法と貸倒引当金との関係

一般貸出金の評価方法及び貸倒引当金の計上についても、基本的に、銀行は自行の内部規程に基づいて処理している。実務上は、2-2-1で述べた、債権の評価をベースとして、回収不能見込額をもって個別貸倒引当金を計上している。

## 2-4-3 貸倒引当金の計上に関する実務上の対応

次頁<表2-2>は、任意で抽出した英国の大手3行の2002年12月期のアニュアル・レポートに開示されている重要な会計方針の中で、貸倒引当金に関する記述の一部をまとめたものである。

&lt; 表 2 - 2 &gt;

## 主要行の貸倒引当金の計上に関する実務上の対応

	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金
Barclays PLC	貸借対照表日において個別には確認できないが、債権残高に対して経験的に予想される将来の損失に対して、計量的な予測をもとに計上する。	貸出金等の全額もしくは一部が回収不能となるほど、債務者の信用力が下落した場合に個別引当金を計上する。また、リテールの小口のローン等の同種類の貸出金のポートフォリオに対して、統計モデルを用いて、引当金を計上するケースがある。
HSBC Holdings	貸借対照表日において減損の可能性はあるが、将来の一定の時点まで認識できない損失に対して計上する。	小口の同種のポートフォリオに対する引当金以外は、内部で定める一定の要件に従って、個別引当金を設定する。
Lloyds TSB Group	潜在的な貸倒れ懸念があるものの、個別には減損を確認できない債権に対して計上する。	回収リスクが確認され、銀行がその全額の回収可能性に疑義があると判断した場合に計上する。クレジットカード債権や個人ローン等の同種のポートフォリオに対して計上する。

参考資料： 2002年12月期 各行アニュアル・レポート

表注)

この表の内容は、各行のアニュアル・レポートに記載された関連の記述を執筆者の判断でまとめたものであり、各行の会計方針に対する見解あるいは意見を示すものではない。

## 2 - 4 - 4 貸倒引当金計上額の算定

## ( 1 ) 貸倒引当金計上額の算定

貸倒引当金は、実務上、銀行が独自に設定した Provision Policy (引当金規程) により算定される。

## 1) 一般貸倒引当金

実務上、予想損失率等を考慮に入れた計量モデルを使って算出し、引当金額が適切な水準にあるかどうか半年毎に見直しているケースが多く見受けられる。

## 2) 個別貸倒引当金

実務上は Provision Policy に従って、債務者の財務内容、担保評価額、担保権の実行にかかるコスト、債務者の外貨調達能力 (外貨建債権の場合) 等を総合的に勘案して算定するケースが一般的なように見受けられる。また、個別の債権毎に評価する場合と類似の貸付金のポートフォリオ単位で評価する場合がある。

## ( 2 ) 貸倒実績率及び予想損失率

貸倒実績率や予想損失率に関して法令等による一定のルールはなく、その算定は各行の経営判断によることとされている。経営陣は、過去の貸倒率、担保の価値、回収見込、信用格付、担保による回収にかかるコスト等を斟酌した上で、取引先のリスク評価を行い、予想される貸倒率を算定することが期待されている。

## ( 3 ) DCF 法の適用と算定方法

DCF 法の取扱いについて規定した法令や監督上のガイドラインは存在しないが、各行の Provision Policy において規定されている場合には、これに従って貸倒引当金が算定される。

### 2 - 4 - 5 貸倒引当金の表示方法

貸倒引当金の表示については、商法、FRS 12 及び SORP on Advances において関連の規定がある。SORP によれば、引当金の処理額は、損益計算書上、個別の費用項目として計上し、貸借対照表上は、貸出金から控除した上で、貸出金を純額で表示し、引当金額については、脚注にて開示するものと規定されている。実務上も、このルールに従って対応されているように見受けられる。

### 2 - 4 - 6 FSA への報告、承認手続の有無

SUP, Chapter 16. Reporting requirement (添付資料 2-1-2) において、個別貸倒引当金と一般貸倒引当金の金額を記載した報告書 Form BSD3 (添付資料 2-3-1) の提出が、単体については四半期毎、連結については半期毎に要求されている。なお、個別貸倒引当金と一般貸倒引当金による処理に関して、FSA の事前承認取得は求められていない。

### 2 - 4 - 7 本邦との差異分析

英国では、各行の置かれた経営環境等が異なる以上、各行の引当処理の方針も異なるものであるというのが、FSA の基本的なスタンスであり、償却処理と同様に引当処理の場合でも、基本的には各行に裁量を与えられている点において、本邦の商法、会計原則、実務指針等の内容を踏まえた引当処理とは異なる。

## 2 - 5 信用リスク管理モデル

### 2 - 5 - 1 信用リスク管理モデルを償却・引当及びリスク・アセット算出に用いている銀行に対する特別の開示要求の有無

信用リスク管理モデルについての法規制、ガイドライン、業界ルール及び会計基準は存在しないが、一部の大手行は、そのアニュアル・レポートにおいて自主的な開示を行っている。

### 2 - 5 - 2 新 BIS 規制案を踏まえて前倒しで既にリスク・アセット計測手法を開示している金融機関の有無

英国では、銀行は通常、貸出金のポートフォリオの満期情報について開示しているが、その中には、債務者の属する産業別、地域別にポートフォリオ、貸倒引当金、もしくは不良債権を細分して開示している例がある。ただし、当事例も、新 BIS 規制案を踏まえてのものではない。

なお、新 BIS 規制案を踏まえてのリスク・アセット計測手法について開示している例は今回の調査では、見受けられなかった。

### 第3章 ドイツ

#### <概略>

本邦と異なり償却処理と引当処理の明確な区別が無く、ルールとしては商法典に基づく債権評価のプロセスとして括られている。ただし実務上は、償却、個別評価減、及び一般評価減の3タイプの債権評価切り下げが行われている。また、債権の評価に際しては、本邦と同様に、貸出金をその与信リスクの程度に応じて区分して評価し、その査定結果を踏まえ、債権の評価替えが行われているように見受けられる。監督当局による明確な債権区分に関するガイドラインはないため、各銀行が独自に基準を定めていると考えられる。なお、一般評価減については、個別債権の評価に基づくというよりも、実務上は、税法の規定により過去の実績に基づいて行われている。

#### 3 - 1 償却・引当制度の概観と実務において依拠すべきルール

##### 3 - 1 - 1 根拠法令

ドイツの法制度は沿革的にフランスとともに大陸法系に属しており、成文法主義が採用されている。このため、企業会計制度も商法等の成文法によってその基本的枠組が形成されており、この点がドイツ会計の特徴となっている<sup>1</sup>。

また、本邦における引当金が負債性引当金と評価性引当金とを総括する概念であるのに対して、ドイツの会計用語における引当金 Ruckstellung は本邦でいうところの負債性引当金に相当するものである<sup>2</sup>。このため、本邦における償却・引当制度に相当する会計処理は、債権の評価(Bewertungsvorschriften)原則として規定されているものに対応する。

ドイツにおける金銭債権評価に関する主要な法制度は、以下の通りとなっている。

##### (1) 商法

(Handelsgesetzbuch)(添付資料3-1-1)

一般に、銀行を含む会社は、その業務を遂行するにあたり、商法に準拠する必要がある。商法第3編第253条第3項は第252条第1項第4号との関連の下、債権残高は取得原価または回収可能と考えられる額のいずれか低い額により計上されなければならない旨を定めている。こうしたあらゆる業種に共通した規定に加え、商法は銀行及びその他の信用機関(Kreditinstitute: 銀行(Bank)、貯蓄銀行(Sparkasse)及び信用協同組合(Genossenschaftsbank)を含む上位概念となっている。信用制度法(Gesetz über das Kreditwesen)第1条において定義されている<sup>3</sup>。)について追加的なガイドラインを設けており、第340e条及び第340f条が銀行及びその他の信用機関における貸出金を含む債権の評価について規定している。

( 2 ) 銀行及び信用機関の会計に関する命令  
(添付資料 3-1-2)

「命令(Verordnung)」は、特定の分野における商法の特則を定めたものであり、「銀行及び信用機関の会計に関する命令」は、銀行及びその他の信用機関に対する開示要請について特に定めたものである。

( 3 ) 銀行の貸出金に対する一般評価減に関する 1994 年 1 月 10 日付連邦大蔵省通達  
(Schreiben)(添付資料 3-1-3)

当通達は連邦大蔵省(Bundesministerium der Finanzen)より各銀行に対して出状されており、貸出金に対する一般評価減の金額を決定するにあたっての手引的なものとして位置付けられている。当通達の内容は税務上の取扱いを定めたものであるが、財務会計上も一般評価減の適用率の算定にあたってこの通達が斟酌されていることから、ここでも取り上げることとした。

( 4 ) 銀行法  
(Kreditwesengesetz)(添付資料 3-1-4)

銀行法は銀行業界に対する規制の枠組を規定しており、銀行法を根拠とする規制及び金融監督当局の監督の対象となる金融機関を特定している。銀行法は主に自己資本規制、流動性確保の要請、貸出業務、財務諸表の作成・開示、企業統治に関する規定、監督当局に対する報告基準等について定めている。

その中で、貸出業務についての規定は、銀行法第 13 条から第 22 条に置かれている。これらの条文では大口与信に関する報告基準が詳細に定められており、たとえば銀行法第 18 条は、個々の債務者企業(250,000 ユーロ超の貸出先)に対する信用リスクを評価し、モニターする方法に関する所定の手続を充足することを銀行に対して求めている。しかし、銀行法では貸出金の会計処理及び評価に関する手続を定めた規定はない。

また、銀行法第 25a 条は銀行及びその他の信用機関に対し、適切な行内規程と行内手続を設けることによって経営陣が銀行の個別リスクを管理、制御、モニターし、適時に財務ポジションを認識できるようにすることを求めている。この中には貸出金に関する信用リスクも含まれている。

( 5 ) 金融監督庁告示 2002 年第 34 号「信用機関における貸出業務に関して最低限遵守すべき事項」  
(Rundschreiben, “ Mindestanforderungen an das Kreditgeschäft der Kreditinstitute ”)(添付資料 3-1-5)

「信用機関における貸出業務に関して最低限遵守すべき事項」は 2002 年 12 月に金融監督庁から公表され、オン・バランス及びオフ・バランス双方の取引から

発生する信用リスクを管理し、統制するための基準を設けることを目的として定められている。この規定はドイツのすべての信用機関(海外支店を含む。)に適用される。

これによれば、経営陣は以下の諸点を遵守することが求められている。これらの遵守事項は2004年6月30日までに適用しなければならないと規定されている(ただし、必要な情報システムの変更については2005年12月31日まで猶予されている。)

- 1) 信用リスクに対応する戦略を策定し、その適用及び少なくとも年1回の定期的なレビューに対する責任を負うべきこと。

この戦略は貸出業務全般にわたっていることが必要であり、貸出形態、地理的な分布、業種、銀行の業務領域、規模及び信用リスク別の分布状況にブレークダウン可能であることが必要である。

- 2) 以下の事項を文書化すること。

- ・ 権限、責任、統制の明確な配分に関する組織上、業務上のガイドライン
- ・ 与信の決裁、管理に関するガイドライン
- ・ 与信の評価に関する方法
- ・ 債務者別及び国別のリスク区分
- ・ 債務者の信用悪化の早期発見を可能とする体制

- 3) 行内報告プロセス・行内手続の決定及び情報システムのインフラを統合すること。(合併等により1つの銀行に複数のシステムが並存していることが背景になっていると思われる。)

- 4) 業務にあたる行員が与信に関するリスクを有効に評価できるだけの幅広く深い知識を有していること。

当該告示の中の一節を構成する第64項から第66項は、リスクに対する会計上の手当てについて特に取り扱っている。すなわち、銀行は組織上のガイドラインとして、個別債権の評価減(以下「個別評価減」とする。本邦の個別引当処理に類似。)、 「償却」(簿価をゼロとすることの意味で用いている。本邦の全部償却に類似。)、及び、貸出業務に関するリスクに対する会計上の手当てとしての評価減(商法第340f条に基づくもの。以下「一般評価減」とする。本邦の一般引当処理に類似。)についての行内規程を設けなければならないとされている。リスクに対する会計上の手当てとしての評価減処理は直近の状況を反映して決定され、アップデートされなければならない。リスクに対する手当てとしての評価減の必要性は経営陣に対して即時に報告されなければならない、この報告手続について銀行は行内規程を設ける必要がある。

### 3 - 1 - 2 監督当局のガイドライン

金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht)は、銀行(信用機関)、保険、証券といったすべての金融業態の監督を所管している官庁である。その主たる責任範囲は、これらの業態をカバーする個々の法律が有効に適用され、遵守されることを確保することにある。銀行(信用機関)に関して言えば、銀行法等の特別法が監督規制のバックグラウンドを形成している。金融監督庁は銀行法を適用するための多数の告示・規則を定めている。ただし、これらの告示・規則においても、銀行法本体と同様、貸出金の会計処理や評価についての具体的な定めは見受けられない。

金融監督庁は告示(Rundschreiben)1998年第9号「銀行法第18条に準拠して財政状態を開示するための一般的要件の概論」(以下「告示9/1998」という。(添付資料3-1-6))において、銀行が取引先(私企業の債務者)の財政状態を調査することを要請している。この結果、銀行は貸出実行前に債務者の信用リスクを適切に評価することが求められている。そのプロセスは、次の内容によって構成されている。

債務者に対する財務諸表やその付属書類等の適切な文書の提出の要請  
提供された情報の分析  
リスク評価結果の文書化

金融監督庁は、また、銀行法第44条に基づき特別検査を実施する権限が認められている。これらの検査は当局による監督体制の一部を形成しており、銀行の業務運営すべてに関与し得る。したがって、当該検査時に上記取引先の財政状態の調査実施状況も対象になることが想定される。

### 3 - 1 - 3 業界ルール

銀行の利害を代表する私的団体としてドイツ全国銀行協会(Bundesverband der deutschen Banken)が存在しており、また、公的金融機関や信用組合等についても同様の業界団体が存在する。しかし、いずれの団体も会計及び開示に関するガイダンス的なものは作成していないように見受けられる。

### 3 - 1 - 4 会計基準

経済監査士協会(Institute der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V.; 本邦における日本公認会計士協会に対応する組織。)及びその銀行委員会は、銀行業特有の会計に関する下記ガイドラインを公表している。

- ・1/1974 「銀行業の財務諸表における回収可能性に疑義のある不動産ディベロッパ向け貸出金の評価について」(“Bewertung von zweifelhaften Forderungen aus der Finanzierung von zum Verkauf bestimmten Bauten (Baukrediten) in den Jahresabschlüssen der Kreditinstitute”) (添付資料3-1-7)
- ・1/1990 「不特定の信用リスクに対する一般評価減について」(“Zur Bildung von

Pauschalwertberichtigungen fuer das latente Kreditrisiko im Jahresabschluss von Kreditinstituten ” ) (添付資料 3-1-8)

これらのガイドラインは、基本的に、監査人が監査を実施するにあたり斟酌されるべきものであり、形式的には監査上の指針である。しかし、結果的には銀行もこれらガイドラインに従うべきものと期待され、間接的ではあるが実務上も指針として扱われていることになり、実質上会計に関するガイドラインと見なされていることから、ここで取り上げることとした。

経済監査士協会は、また、銀行の貸出業務に関し、業種別監査基準「信用・不履行リスクの監査及び銀行・信用機関の貸出業務の監査」(添付資料 3-1-9)を公表している。この業種別監査基準では、独立監査人が監査の過程において企業の内部統制システム及び信用リスク管理に関連する組織に焦点を当てること、及び、信用リスクの銀行による評価及び不良債権に対する評価減に関連した実証性手続を実施すること等が規定されている。この監査基準は商業貸付の会計処理に直接的なインパクトを与えるものではないが、銀行の不良債権をモニターし得るリスク管理体制を構築する(銀行法第 25a 条による要請。)に足る、ベスト・プラクティスともいうべきものと見なされている。

### 3 - 1 - 5 実務上の対応

適切な貸出金の評価を行うことは、自己資本比率に直接影響することから、銀行にとって重要な問題であると見られている。監督当局による規制ガイドライン及び業界ルールに従い、銀行は行内規程をもとに資産自己査定を実施しており、その結果を基礎として貸出金の評価を行っている。

上述のとおり、金融監督庁は銀行法第 44 条を根拠として特別検査を実施しているが、貸出金に対する検査は、金融監督庁が貸出金の評価の適切性に対して疑義を感じた場合、すなわち、合理的な評価を実施していないのではないかという疑念を抱かせる何らかの兆候(たとえば、各種財務比率の変動、報道等。)があった場合に、商業貸出金の評価に関連して実施されることが考えられる。逆に言えば、定期的、一般的な検査では、貸出金の評価の適切性は、通常、検査項目とされないように見受けられる。これは主として、不良債権に関する評価の適切性に関するチェックが独立監査人による監査手続の一部となっていることによると思われる。

注

<sup>1</sup> 中村宣一朗・伊豫田隆俊・田村威文・斉野純子著「イントロダクション 国際会計」(同文館出版、2000年)100頁

<sup>2</sup> 若杉明編著「会計制度の国際比較」(中央経済社、1992年)74頁

<sup>3</sup> 宮上一男・W・フレーリックス監修「現代ドイツ商法典〔第2版〕」(森山書店、1993年)266頁

### 3 - 2 債務者区分及び債権分類の方法

#### 3 - 2 - 1 一般貸出金の評価基準並びに評価方法

ドイツの銀行は、基本的に、銀行自身の行内信用格付に従って債務者を区分し、その上で、貸出金をその特性や担保・保証等を基礎として回収可能性の観点から分類していると言われている。

なお、信用リスクによる債務者の区分に関しての、銀行業として特に定められた制度としてのルールは無い。また、3 - 1 にて記したとおり、ドイツにおける銀行法は、貸出金の評価及びその会計処理について特に決めていない。他方、商法において、以下のとおり評価規定が定められている。

- ・ 商法第 252 条～第 256 条(一般規定)
- ・ 商法第 279 条～第 283 条(資本公司(Kapitalgesellschaft)<sup>1</sup>における評価規定)
- ・ 商法第 340e 条～第 340f 条(銀行業における評価規定)

一般規定はすべての業種にあてはまる一般的な評価原則であり、具体的には商法第 252 条において以下のとおり定められている。

- ・ 営業年度の開始貸借対照表における計上価額は、前営業年度の期末貸借対照表のそれと一致していなければならない。
- ・ 評価に際しては、企業活動の継続性を前提としなければならない。ただし、実質上または法律上、継続性を前提として置けない場合はその限りでない。
- ・ 財産対象物及び負債は、決算日に、個別に評価されなければならない。
- ・ 評価は、慎重に行われなければならない。すなわち、決算日に至るまでに発生した予見することのできるリスク及び損失は、たとえ、それらのリスク及び損失が決算日と年度決算書の作成日との間に初めて知り得たとしても、すべて考慮されなければならない。利益は、それが決算日において実現されたものとなっている場合にのみ、考慮されなければならない。
- ・ 営業年度の費用と収益とは、それに対応する収入支出の時点とはかかわりなく、年度決算書において考慮されなければならない。
- ・ 前期の年度決算書において適用された評価方法は、維持されるものとする<sup>2</sup>。

また、商法では、貸借対照表の様式上で流動資産と固定資産の区別がなされていないにも関わらず、商法第 340e 条は評価目的からこうした区分を設けている。すなわち業務において恒久的に使用されることが想定される資産については、固定資産に分類される。

流動資産は、第 340e 条第 1 項第 2 文において消極的に定義されている。すなわち、個々に固定資産として規定された資産以外の資産は、すべて流動資産とされている。しかし、債権と有価証券については流動資産として例示列挙されている。したがって、貸出金は流動資産における評価減に関する規定に従って評価されることになる。

商法の規定上、流動資産に区分されるすべての資産は取得原価または製造原価により

評価されなければならない(商法第 253 条第 1 項)。しかし、第 340e 条第 1 項第 2 文は、額面金額と支払金額との差額が利息または利息の調整にあたる場合に限り、債権に関する一般規定の特則として額面金額により計上することを認めている。

流動資産は決算期末において、貸借対照表日時点での交換価格または市場価格まで評価を切り下げることが求められる。また、交換価格または市場価格が取得できず、取得原価が貸借対照表日現在の資産の見積評価額を上回っている場合は、その評価額まで資産の評価を切り下げる必要がある。

また、銀行において実務上行われている債務者の区分について、債務者を信用リスクの観点から区分する方法に関する監督当局のガイドラインも見受けられない。ただし、前掲告示 9/1998 において、金融監督庁は個々の債務者が総合的に、かつ、注意深く評価されたうえで当該債務者に対して貸出が実行され、貸出の期間中債務者の財政状態を継続的にモニターすべきことが規定されている。現実的なリスク評価を基礎として与信を許容するための決裁がなされており、かつ、すべてのエクスポージャーが銀行監督の観点から受容可能と考えられる限り、様々な信用リスクを有する債務者に対して個々に貸出を実行するか否かは銀行の判断に委ねられている。また、貸出実行後は当該債務者の信用状況等について融資期間に渡り継続的にモニタリングを実施することが必要とされる。

他方、信用制度法第 12 条第 1 項第 3 文に関する信用機関(Kreditinstitute)及び金融サービス機関(Finanzdienstleistungsinstitute)の年度監査及び中間監査に関する 1998 年 12 月 17 日付の金融監督庁告示「金融機関の監査における監査報告書及び中間監査報告書に関する規則」(添付資料 3-2-1)において、独立監査人は監査対象となった貸出金を「信用リスク上の問題が認識されていない貸出金」、「潜在的な信用リスクの高い貸出金」、「再評価された貸出金」のいずれかのカテゴリーに区分しなければならないと規定されている。

### 3 - 2 - 2 貸出金の査定と金融検査との関係

金融監督庁は、前述のとおり、銀行法第 44 条に基づいて特別検査を行う権限を有している。これらの検査は金融監督行政の一部であり、銀行の業務遂行のすべての場面に関わり得るものである。

こうした特別検査は、監督当局がある銀行における貸出金の評価の適切性について疑問を抱いた場合(通常、合理的でない評価がなされていることの兆候がそのきっかけとなる。例えば、オフ・サイト・モニタリングにおける財務分析結果やマスコミ報道等が考えられる。)、貸出金評価に関して実施することも可能である。しかし、定期的、一般的な検査では、不良債権に対する評価の適切性を検査することはないように見受けられる。これは主として、不良債権に対する評価のチェックが独立監査人による監査手続の一部となっていることによると思われる。

経済監査士協会は、前述のとおり、監査基準「信用・不履行リスクの監査及び銀行・信用機関の貸出業務の監査」を公表している。同基準では、銀行における貸出稟議制度に関する行内手続の適切性の評価に関するガイダンスが定められ、監査では、以下の点に焦点を当てるとされている。

- ・経営陣のリスク戦略
- ・貸出業務の事務フローや手続に関する文書化、貸出案件に対する行内の稟議手続の整備
- ・被監査対象金融機関における貸出先の信用状況及びその分析等、信用リスクに関する文書及びリスク評価の文書化
- ・クレジット・デリバティブ及び証券化の利用状況
- ・信用リスクに応じた債務者区分
- ・担保の評価と管理
- ・信用リスクの管理をモニターする内部監査人の役割
- ・与信管理に関する IT をベースとした管理情報システム
- ・信用リスクを認識、管理、評価する体制
- ・貸出金の評価減を行う体制（会計処理手続等）

なお、上記は監査上の指針であるが、銀行において、銀行の貸出業務及び評価プロセスを管理するためのベスト・プラクティスと見なされている。すなわち、上記のように監査人にとっての監査要点が特定されることを通じて、監査人の行う監査手続が銀行の貸出金評価に関する行内体制に対して逆に影響を与えているということが起きている。

また、独立監査人は監査手続を実施した後に、監査報告書（ドイツ特有の長文式監査報告書を指す。）上で下記の諸点について説明することが求められている。

- ・債権を分類（「信用リスク上の問題が認識されていない貸出金」、「潜在的な信用リスクの高い貸出金」、「再評価された貸出金」）する体制
- ・信用リスク管理体制及びリスクのモニタリングに関連した組織構造・行内報告ルール
- ・貸出金の評価及び担保評価の特徴及び頻度

金融監督庁は前掲「金融機関の監査における監査報告書及び中間監査報告書に関する規則」において、独立監査人の作成する監査報告書に関する記載内容及び様式を規定している。独立監査人は、監査の実施内容、企業の財政状態及び監査結果を詳細に記述する長文式の監査報告書を作成し、金融監督庁に提出することが求められている。また、銀行法第 65 条において規定されているとおり、独立監査人は企業の貸出金の評価に対するテストを以下の点から実施する。

- ・金融機関にて入手可能なすべての記録を基礎とした大口与信評価
- ・貸出金の評価の基礎となる担保評価
- ・カントリー・リスク評価等の反映による貸出金評価の調整の適切性
- ・企業による文書化が貸出金の評価をテストするのに充分でないと独立監査人が判断した場合にはその旨及び不足している情報

監査報告書に記載のこれらの情報は、金融監督庁が貸出金の評価に関する特別調査を実施するか否かを判断する際の参考とされることとなる。

### 3 - 2 - 3 依拠すべきルールと実務における本邦との差異分析

ドイツにおいても実務上、基本的に銀行自身の行内信用格付に従って債務者を区分し、貸出金をその特性や担保・保証等を基礎として回収可能性の観点から分類していると言われている。以上の基本的な流れは本邦における実務と実質的に大きな差異は無いと考える。

しかし、本邦における金融検査マニュアルに相当するような資産査定の方法・手続を規定するガイドライン的なものは存在せず、具体的な適用方法については各行の判断に任されているように見受けられる。

#### 注

<sup>1</sup> 株式会社(Aktiengesellschaft)、株式合資会社(Kommanditgesellschaften auf Aktien)、有限会社(Gesellschaften mit beschränkter Haftung)を包含する概念。商法第2章の表題を参照。

<sup>2</sup> 宮上一男・W・フレーリックス監修「現代ドイツ商法典〔第2版〕」(森山書店、1993年)32頁

### 3 - 3 債権償却方法

#### 3 - 3 - 1 一般貸出金の評価方法と債権償却との関係

銀行は、業種一般に固有のリスクを認識し統制するための適切な方法を採用することが、銀行法により求められている。しかし、資産自己査定と貸出金償却の両方をカバーする特定の方法は定められていない。基本法である商法においては、一般的な規定として次のとおり定めている。

すなわち、流動資産は決算期末において、貸借対照表日における交換価格または市場価格まで評価を切り下げなければならない。交換価格または市場価格が取得できず、取得原価が貸借対照表日現在の見積評価額を上回る場合には、資産の評価額を見積評価額まで切り下げる必要がある。評価額については、交換価格、市場価格、見積評価額の順で用いられる。

銀行は貸出金に関する価値の低下が継続するものではないとしても、流動資産の評価減に関する規定の適用除外項目とすることは認められず、この規定に従うことが必要である(厳格な低価法)。すなわち、一時的な価値の下落といったことは、評価減しなくて良いということの理由にならない。

一般的に貸出金については交換価格または市場価値といったものが存在しないため、商法第 253 条第 3 項第 2 文が適用され、見積評価額まで切り下げられることになる。これは、貸出金の価値が減少したことによる評価減を斟酌した評価である。

貸出金の回収について重大な疑義が存する場合、貸出金の(全部)償却、または疑義のある勘定に対する評価減のいずれかの方法により不履行リスクを考慮する必要がある。これらの償却・評価減は債務者毎に個々に貸出金の評価及びすべての担保の評価を勘案して処理される必要がある。なお、前述のように、ドイツでは償却処理も引当処理も債権評価の会計処理として規定されており、それぞれに固有の処理が規定されているわけではないことから、本節では、債権償却のみならず、次節のテーマである貸倒引当金としての側面についても触れることとする。

評価を慎重に行うべきとの原則(商法第 252 条第 1 項第 4 文)により、すべての不良債権は回収についての疑義が認識された場合には、直ちに償却・評価減処理を行う必要がある。したがって、特定の貸出金に対する個別の償却・評価減は損益計算書に即時に計上されなければならない。貸借対照表上では貸出金はその総額からこの評価減を控除の上、純額で表示される。

さらに、貸出金の評価減について、以下の商法上の規定も参照される。

- 1) 価値の変動に起因する資産の評価を、近い将来に修正することが合理的な判断により必要と考えられた場合、評価減が認められる。(商法第 253 条第 3 項第 3 文)(なお、第 340a 条第 2 項第 1 文において第 277 条第 3 項第 1 文が適用除外とされていることにより、評価減は損益計算書本表、注記のいずれにも独立科目としては表示されない。)

- 2) 一般銀行リスクに対する一般評価減(商法第 254 条第 1 文)。(当該評価減について、税務上も行うことが認められており、かつ、財務諸表上注記も求められる(商法 285 条第 5 文) )

資産が価値の減少により切り下げられ(商法第 253 条)、または、税法上の限度額まで切り下げられた場合(商法第 254 条)であっても、後の営業年度においてその評価減がなされるべき理由が存在しないことが明らかになった場合には、資産の評価を増加させなければならない(商法第 280 条第 1 項)。

商法第 340a 条第 1 項第 1 文が準用する第 279 条第 1 項第 1 文により、銀行は第 253 条第 4 項で規定された評価減<sup>1</sup>を行うことは認められていない。すなわち、商人の合理的判断によるというだけでの評価減は認められず、見積評価額等まで評価減を計上しなければならない。

銀行においては商法第 340f 条に基づく一般銀行リスクに対しても、貸出金の評価を通じて会計上の手当を行うことが認められており、実務上は、同種のリスク構造を有する債権のグループに対する一般評価減が行われているように見受けられる。

一般評価減は、実務上、過去 5 年分の実績を基礎として計算される比率により計上される。その計算は、連邦大蔵省の 1994 年 1 月 10 日付通達( 3 - 1 - 1 ( 3 ) 参照。)において詳細に定められた計算方法による。ただし、商法第 340f 条により、当該評価減実施前の資産評価額の 4% が限度とされており、その範囲内でのみ一般評価減を計上することが認められている。

また、貸出金の償却、評価減に関する特別な監督当局によるガイドライン、業界ルールや会計基準も存在しないように見受けられる。したがって、貸出金の評価結果が償却や評価減にどう結びつくのか、という観点での明文規定は見受けられない。しかし実務上、資産自己査定の結果を踏まえた上で、債務者毎の要償却、評価減の金額を算出していると言われている。また、銀行は貸借対照表及び損益計算書の注記において、会計方針としてこれらに関する基準を開示しなければならない。

なお、参考ながら、添付資料 3-3-1 の 39 頁にある表は、ドイツの中央銀行に相当するドイツ連邦銀行(Deutsche Bundesbank)の発行する月報の 2002 年 9 月号に掲載された全ドイツ信用機関の業績に関するレポートより、損益計算書部分を抜粋したものである。ここでは資産(ただし、無形資産及び固定資産に該当する金融資産を除く。)の評価替により発生する損益(純額)及びその貸借対照表における総資産の平均残高に対する比率が表示されている。また、添付資料 3-3-1 の 41 頁にある表では、当該損益が信用機関の業態別に示されている。いずれにおいても、当該損益が純額で報告されているのみであり、償却処理と評価減処理の内訳はそもそも銀行から報告されないと思われる、したがって統計データとしても公表もされていないものと推察する。

### 3 - 3 - 2 債権償却処理の要件

商法の下では、貸出金は流動資産の評価に関する一般的な規定に従って評価することが求められている。すなわち、貸借対照表日において回収不能と考えられる部分は

簿価から減額されなければならない(第340e条第1項第2文、第253条第3項第2文を参照。)しかし、償却、評価減の要否に関する判断は経営陣の判断に委ねられている。

#### (1) 個別評価減及び償却について

債務者企業の財務諸表等の財務報告書を分析することによって債務不履行リスクを評価する際は、債務者が獲得する将来キャッシュ・フローから元利金の返済にどれだけ充当できるのかを考慮しなければならない。債務不履行の発生の可能性が高まったときにおいてのみ、評価減がなされなければならない。債務不履行の可能性が高い状況に関しては個々のケース毎に状況が異なることから、その一般的な規定を定めることは不可能であると考えられている。また、回収不能債権は償却し、簿価をゼロとする必要がある。

#### (2) 一般評価減について

経営陣の慎重な判断に従い、貸出金その他の資産(流動資産に区分されている資産。トレーディング勘定と考えられる資産を除く。)を評価減により回収可能額以下まで減額し、さらに、一般的銀行リスクをカバーする予防措置準備金(Vorsorgereserven)に相当するものとして、貸出金の一般評価減処理を通じた秘密性引当金の設定を行うことが許容されている(第340f条第1項を参照。)ただし、これは信用を供与する機関という業種に特有のリスクに備えるために必要と判断される場合に限られている。この第340f条第1項による秘密性引当金の金額は、前述のとおり、対象資産価額の4%が上限とされている。

この一般評価減について、経済監査士協会の銀行委員会報告1/1990(3-1-4参照)がある。これによれば、貸出金ポートフォリオは経営陣の認識している個別リスクにさらされているほか、貸借対照表日に存在する貸出金の偶発的な不履行リスクにさらされているとされている。したがって、一般評価減はこれら偶発的なリスクに起因する損失に対してなされなければならないと規定されている。また、貸倒実績率は、同程度の貸倒率が将来にわたって継続するであろうことを前提として、同種のリスクにさらされているそれぞれの貸出金に適用されることが規定されている。過去の損失を分析する際、信用リスクの程度(具体的には行内格付等)が異なるいくつかのグループに貸出金ポートフォリオを分類し、異なる貸倒率(具体的には行内格付別のデフォルト確率等)を適用することも許容されている。

しかし、一般評価減の処理について、実務上は1994年1月10日付連邦大蔵省通達に従って税務上計算される一般評価減がその下限となっているのが実態であるように見受けられる。すなわち、業界の実務慣行としても、大半の銀行において商法の上限の枠内で税法基準により一般評価減の金額が計算されていると思われる。

すなわち、1994年1月10日に連邦大蔵省より各行に対して出状された通達(3

- 1 - 1 ( 3 ) 参照。)に従い、銀行は税金計算上においても企業の将来における不履行リスクを勘案することができるようになった。これは、貸借対照表日において経営陣の知り得るリスクに対応して貸出金の個別評価減がなされなければならないが、財務諸表の作成日において経営陣が知り得ない個別の不履行リスクは、知り得るリスクに対応する個別評価減によってはカバーできないため、一般評価減が税務上も認められることとなったものである。この通達は税務上、損金算入可能となる一般評価減の計上額を決める方法を指示している。評価減の金額は過去における貸倒実績に基づいて見積計算することができ、通常は5年間の平均を採ることにより計算される。

### 3 - 3 - 3 監督当局への報告、承認手続

財務諸表以外に貸出金償却、評価減に関する個別の監督当局宛での報告要求はない。償却、評価減金額の決定は経営陣の判断に委ねられており、監督当局による事前承認の取得は求められていない。ただし、監督当局が金融機関の債権評価に疑義を感じた場合には、3 - 1 - 5に記載のとおり、銀行法44条に基づく特別検査を実施し、是正を指導することがある。

### 3 - 3 - 4 依拠すべきルールと実務における本邦との差異分析

債権の償却、評価減方法について具体的に定められたルール、ガイドライン的なものは存在しておらず、商法等の一般的な規定に拠り処理されている点が特徴的である。ただし、当該一般規定において償却処理と引当処理の区別は無く、債権の評価原則に基づく処理として、償却・評価減処理が行われている。

注

<sup>1</sup> 商法第253条第4項には、資産の評価減が「商人の合理的判断の範囲内において、認められる」旨の規定がある。

### 3 - 4 貸倒引当金に関する会計処理、表示

3 - 1 にて記述のとおり、ドイツでは本邦におけるような償却処理と引当処理との概念上の区別がなく、いずれも債権の評価として会計処理される。貸借対照表及び損益計算書上の取扱いの区別も無く、このため、3 - 3 の内容がそのまま引当処理にも当てはまると考えられる。

すなわち、ドイツにおける財務諸表の開示については、「銀行及び信用機関の会計に関する命令」(3 - 1 - 1 (2) 参照。)により規定された開示様式に従うことが求められる。本邦での貸倒引当金に相当する金額は貸出金の残高から直接減額の上、貸出金は純額で表示される。ここで貸借対照表上資産は評価減実施後で計上されており、評価減の金額が実際には表示されないことから、以上の評価減は秘密性引当金(Stille reserven)と呼ばれる。債権(及び有価証券)の評価損失は、すべて、一般に損益計算書上で同一項目にて開示される。

ただし、独立監査人により作成され金融監督庁に提出される長文式監査報告書の中で、評価減のうち一般評価減は区分して報告することが求められている。

この節では、貸倒実績率及び予想損失率の適用と算定方法、DCF 法の適用と算定方法、それらに関して依拠すべきルールと実務における本邦との差異分析についてのみ述べることとする。

#### 3 - 4 - 1 貸倒実績率及び予想損失率の適用と算定方法

##### (1) 貸倒実績率及び予想損失率と(一般・個別)貸倒引当金との関係

前述のとおり、一般評価減は実務上、連邦大蔵省通達に定められた方法で求められる貸倒実績率により算定される。それに対して、個別評価減の測定には貸倒実績率等は適用されていないように見受けられる。

##### (2) 基準引当率の有無

引当率の目途値のようなものは規制上与件となっていないと思われる。ただし、一般評価減について商法第 340f 条にて資産評価額に対して 4%の上限値が規定されている。

##### (3) 貸倒実績率及び予想損失率適用の要件

3 - 3 - 2 参照。

##### (4) 貸倒実績率及び予想損失率の算定に関するルール

3 - 3 - 1 参照。

### 3 - 4 - 2 DCF 法の適用と算定方法

ドイツの銀行における現行の会計に関するルール上では、DCF 法について定めたものはない。したがって、ドイツ国内基準による財務会計への適用はないものの、国際会計基準及び米国の会計基準を上場取引所向けの開示資料に適用している主要行では、当該基準に基づき DCF 法を所定の方法で適用しているように見受けられる。

### 3 - 4 - 3 依拠すべきルールと実務における本邦との差異分析

以上の点について、ドイツでは一般評価減に関する連邦大蔵省による通達、経済監査士協会の監査基準以外にはルールとして規定されておらず、本邦におけるよりも各行の経営判断に委ねられている度合いが強いように見受けられる。

### 3 - 5 信用リスク管理モデル

#### 3 - 5 - 1 信用リスク管理モデルを償却・引当及びリスク・アセット算出に用いている銀行に対する特別の開示要求の有無

特に、本件に関して根拠となる法令、監督当局のガイドライン、業界ルールは見受けられない。

なお、参考ながら「リスクの報告に関して定めたドイツの会計基準（Deutscher Rechnungslegungsstandard Nr. 5 (DRS 5) “Risikoberichterstattung”）」(添付資料 3-5-1)は、商法第 315 条第 1 項に従って、親会社が今後のグループ全体に係わるリスクについて、Konzernlagebericht(Konzernlagebericht)において開示するように規定している。この規定は同法 289 条第 1 項に従って作成された同状況報告書における開示にも適用される。

また、リスクは、信頼に足り、一般的に認められた方法によって計量化されることが要求されている。莫大な費用をかけることなく、またKonzernlageberichtの利用者の意思決定に役立ち得ることが必要であるとされている。この場合、適用したモデルと前提についての説明を記述することが求められている。この基準においては、リスク管理の方針、手続、組織を含むリスク管理体制についての適切な説明が記述されることが必要であるとされている。

他方、「金融機関のリスクの報告について定めた会計基準（Deutscher Rechnungslegungsstandard Nr. 5-10 (DRS 5-10)“Risikoberichterstattung von Kredit und Finanzdienstleistungsinstituten”）」(添付資料 3-5-2)は、銀行業界に固有のリスク管理の方法について定めている。

当会計基準では信用リスクを含む各リスク・カテゴリーについて説明され、可能な場合には計量化されなければならないと規定している。その際には、各リスクに耐え得る企業集団の経営資源に関する指標とともに、企業集団内の各リスク・カテゴリーの発生要因と計測のための前提及び手続について併記されなければならないことを規定している。リスクの監視と管理の方法に関する記述も必要とされている。

企業集団がリスクを計量化し、有効性について検証されたモデルを使ってリスクを管理、監視している場合には、それぞれの作業をここでの「リスク報告」の基礎とすることが可能である。適切な情報は、モデルと手続に利用された前提と利用されているパラメーターに基づいて提供される必要がある。また、企業集団が危機発生時におけるリスク・シナリオを作成している場合は、その前提と結果について記述することが必要とされている。

また、DRS 5-10 第 28 項において信用リスクに関し、リスク・モデルのレベルに合わせて次の情報が提供されなければならないと規定している。

- ・ 損失または債務不履行の発生確率、与信の発生見込、担保処分による回収額。
- ・ リスクの計量化と管理の手法に関する記述。これには、倒産確率及び将来における与信額の決定、担保処分からの回収金額の測定に用いられる手法を含む。

・信用リスクに対する資本の配分方法についての説明。

3 - 5 - 2 新 BIS 規制案を踏まえて前倒しで既にリスク・アセット計測手法を開示している金融機関の有無

特に、本件についての開示を求める根拠法令、監督当局のガイドライン、業界ルール、会計基準は見受けられない。また、債権の評価と結びついたような特定の実務慣行もまだ確立していないように見受けられる。

## 第4章 フランス

### <概略>

銀行委員会の定めるガイドライン上の債権区分として、正常債権と不良債権という2つの区分を前提に、そのうち不良債権に対して貸倒引当金の計上が求められている。債権区分が貸倒引当金計上の前提になっている点で、本邦ほど貸出金の区分（ないし分類）の方法が詳細ではないものの、本邦と類似している。正常債権に関しては、財務会計上、一般貸倒引当金の計上の定めは無いように見受けられる。なお、上記の債権区分（2区分）のルールについて、2003年1月より会計規定委員会が定めた新ルール（2区分から4区分に細分化。）が施行されており、正常債権は条件緩和債権とその他の正常債権、不良債権は危険性の高い不良債権とその他の不良債権に細分化されることとなった。また、会計規定委員会の当該新ルールでは、債権の回収可能見積額の算定手法として割引現在価値（DCF）法の導入も規定されているが、経過措置で2005年からの採用が認められており、まだ実務での採用に必ずしも至っていないように見受けられる。

### 4 - 1 償却・引当制度の概観と実務において依拠すべきルール

フランスでは、従来から財政状態の表示を重視してきた。その一方で、EU<sup>1</sup>の会計指令の公表にともない、慎重性の原則（保守主義の原則）の枠内で経営成績と財政状態に関して「真実で公正な概観」を示すことができる会計制度が要請されるに至っている<sup>2</sup>。

そのため、フランスでは、償却・引当制度は財政状態を表示するという目的を満たしながら、慎重性の原則に基づいた費用処理が行われるように、償却・引当制度に関して、法令、監督当局のガイドライン及び会計基準が体系化されている。

#### 4 - 1 - 1 根拠法令

フランスには、以下のような会計関連法令がある。

##### （1）EU 指令

一般企業の会計に関するEUの指令には、第4号指令「一定の会社形態の財務諸表」(EU Directive 78/660)及び第7号指令「連結財務諸表」(EU Directive 83/349)が存在する。また、特に銀行業については、会計指令「銀行その他の金融機関の財務諸表及び連結財務諸表」(EU Directive 86/635)が存在する。フランスは、EUのメンバー国としてこれらのEU指令を自国のルールに適用してきた。

## ( 2 ) 商法

一般に、銀行を含む会社は、その業務を遂行するにあたり商法典 ( Code de Commerce ) 並びに商事会社法 ( Loi sur les sociétés commerciales ) に準拠することが求められる。両者を総称して、ここでは商法と呼ぶ。商法は、会計に関して前述の EU 指令において選択が認められている範囲内で、処理方法及び表示方法を規定している。

この商法において、有償で取得した資産はその取得原価で計上する旨が規定されている ( 商法典 12 条 1 項 )<sup>3</sup>。また、ある資産項目の価値が簿価を下回る場合、その減価が確定しているか否かにかかわらず、期末日における価値をもって新たな簿価とし、その価値で当該資産を計上する旨規定されている ( 同 12 条 2 項 )<sup>4</sup>。

これらの規定に基づいて、貸出金は、原則として貸出金額で計上されるとともに、価値の下落があればその分の貸倒引当金が計上されることとなる。

## ( 3 ) 銀行法

銀行業特有の法律を定めたものが、銀行法 ( La loi Bancaire ) である。商法に規定がない場合及び同じ事象に対して商法と異なる規定がある場合には、銀行法が優先される。

ただし、銀行法には、一般貸出金の償却・引当に関する規定はない。なお、同法で、銀行金融委員会及び銀行委員会の設置を規定している。( 4 - 1 - 2、4 - 1 - 4 ( 3 ) 参照。)

## ( 4 ) 政令 ( Decret )

政府は、国会で制定された商法及び銀行法等の法令を施行するために、それらのうち会計に関するものについては会計施行令を制定している<sup>5</sup>。会計施行令のうち、EU 第 4 号指令調和化施行令 ( Decret n° 83-1020 du novembre 1983 ) 第 7 条、8 条及び 21 条には、貸出金等の評価方法が記載されている。しかし、一般貸出金の償却・引当に関する具体的な規定はない。

## ( 5 ) 証券取引所委員会による命令等

公的機関である証券取引所委員会 ( Commission des Opérations de Bourse; COB ) は、指針や勧告等の理論的裏付けとなる会計教義に関する諸問題を明確化する権限を有する。ただし、証券取引所委員会の権限は公開会社にのみ及ぶため、会計に関する同委員会の影響力の範囲は自ずから限定される<sup>6</sup>。

### 4 - 1 - 2 監督当局のガイドライン

銀行法において、銀行の監督を実施する銀行委員会 ( La Commission Bancaire; CB )

の設置及びその権限が規定されている。

銀行委員会は、行政機関として、金融機関の関係法令の遵守状況と経営の慎重性の監視、金融機関に対する検査の実施と報告書の徴求並びに決算データの分析を実施する権限を有する。さらに、法執行機関として、金融機関の違反行為に対しては、経営者に対する懲罰、あるいは組織に対する業務改善命令の発令、営業停止処分等を実施する権限を有する。

また、償却・引当に関して同委員会は、ガイドライン“ Note methodologique 1 ”（添付資料 4-1-2）を公表し、同ガイドラインにおいて不良債権の判定方法及び会計処理について規定している。

さらに、証券取引所委員会は信用リスクに関する開示について、勧告 2000-01（添付資料 4-1-1）を公表している。

#### 4 - 1 - 3 業界ルール

フランスでは業界団体として、フランス銀行協会（Association Francaise des Banques; AFB）が活動している。しかし、同銀行協会は償却・引当制度に限らず、会計及び開示に関するガイダンス的なものは作成していないように見受けられる。

#### 4 - 1 - 4 会計基準

##### （１）会計原則

商法は、経営成績と財政状態に関して「真実で公正な概観」を示すため、プラン・コンタブル・ジェネラル（Plan Comptable General）に基づいて財務諸表を作成することを規定している。プラン・コンタブル・ジェネラルは、商法における会計規定を補完するものであり<sup>7</sup>、商法と一体として、本邦の会計原則に対応するものと考えられる。

このプラン・コンタブル・ジェネラルは、取得原価基準を原則としている。ただし、決算時の評価にあたっては、一定の場合に低価法を採用する旨が規定されている。

##### （２）会計に関する規定

フランスにおける会計基準の設定主体は経済財政産業省（Ministre de l'Economie, des Finances et de l'Industrie）の諮問機関である国家会計審議会（Conseil National de la Comptabilite; CNC）であり、会計士、政府、実業界から構成され、会計に関する規定を定めている。また、会計規定委員会（Comite de La Reglementation Comptable; CRC）は、国家会計審議会の規定を承認するという形式により、強制力のある規定とする行政権限を有する。なお、会計規定委員会は、経済財政産業大臣、国家会計審議会のメンバー、労働組合代表等から構成される。

たとえば、最近の規定事例として、2005年からの国際会計基準の導入(ただし、上場企業のみ。)を睨み、国家会計審議会が勧告2002-04を出し、会計規定委員会が規定2002-03(添付資料4-1-3)として定めるといった動きがあった。この規定は、2003年1月1日から適用されているが、DCF法の適用のみ経過措置として、2005年1月1日から適用するとすることが認められている。(4-4-5参照。)

### (3) 銀行特有の会計に関する規定

銀行業特有の会計に関する規定は、銀行金融委員会(Comite de la Reglementation Bancaire et Financiere; CRBF)が定めている。なお、銀行金融委員会は、経済財政産業省が議長を務め、フランス中央銀行(Banque de France)がメンバーとなっている。

銀行金融委員会は、EUの会計指令「銀行その他の金融機関の財務諸表及び連結財務諸表」を国内法に反映させるため、規定91-01(Regulation n°91-01)を定めている。そして、規定91-01第6条では、償却・引当について、原則として商法を準用する旨が規定されている。

### (4) 指針や勧告等

全国会計監査役協会(Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes; CNCC)及びフランス公認会計士協会(Ordre des Experts Comptables et Comptables Agrees; OEC)は、監査とともに会計に関する指針や勧告等を発表している。ただし、全国会計監査役協会からは、一般貸出金の償却・引当に関する具体的な規定は公表されていないように見受けられる。

また、償却・引当制度に関して、フランス公認会計士協会からは、償却・引当についての勧告(Recommendation, OEC, November 18th, 1986 -Provision-)が公表されているが、同勧告も一般貸出金の償却・引当に関する具体的な規定とはなっていない。

#### 4-1-5 実務上の対応

実務上、銀行は、独自に作成した手続書に基づいて、償却・引当を実施している。この手続書は一般的に、前述の根拠法令、会計基準及び監督当局のガイドラインに基づいて作成されている。監督当局は、事後的に検査等において当該手続書の妥当性について検証している。

#### 4-1-6 本邦との差異分析

フランスでは、銀行が法令、会計基準及び監督当局のガイドラインに基づいて独自に手続書を作成し、これにより、償却・引当を実施しており、また、監督当局が手続書そのものの妥当性及び償却・引当処理についての当該手続書との準拠性を検証して

いる。このようなフランスの制度体系自体は、本邦におけるそれとほぼ同様であると思われる。しかし、銀行金融委員会の規定 91-01 において償却・引当について商法が準用されるも、当該商法では貸出金の会計処理について詳細は規定されていないことから、本邦以上に、各行の償却・引当処理について銀行の解釈による独自性があるものと推察される。

注

- <sup>1</sup> 1993 年より、EC (European Community) から EU (European Union) に移行しているため、1993 年以前に公表された指令等については EC という呼称を用いるべきであるが、本報告書では EU という呼称で統一することにする。
- <sup>2</sup> 日本監査研究学会 EU 会計・監査制度研究部会編「EU における会計・監査制度の調和化」(中央経済社、1998 年) 69 頁
- <sup>3</sup> 若杉明編著「会計制度の国際比較」(中央経済社、1992 年) 83 頁
- <sup>4</sup> 若杉明編著「会計制度の国際比較」(中央経済社、1992 年) 84 頁
- <sup>5</sup> 日本監査研究学会 EU 会計・監査制度研究部会編「EU における会計・監査制度の調和化」(中央経済社、1998 年) 71 頁
- <sup>6</sup> 日本監査研究学会 EU 会計・監査制度研究部会編「EU における会計・監査制度の調和化」(中央経済社、1998 年) 71 頁
- <sup>7</sup> 若杉明編著「会計制度の国際比較」(中央経済社、1992 年) 86 頁

## 4 - 2 債務者区分及び債権分類

### 4 - 2 - 1 一般貸出金の評価基準及び評価方法

#### ( 1 ) 現行ルール

銀行は、銀行委員会が発表しているガイドライン “ Note methodologique 1 ” に基づいて、貸出金を区分する必要がある。具体的には、以下の要件のうち 1 つでも満たす貸出金を不良債権 ( Encours douteux ) とし、それ以外の貸出金を正常債権 ( Encours sains ) として、貸出金を 2 つの区分に分類している。

- ・ 3 ヶ月以上延滞した場合 ( ただし、不動産投資については 6 ヶ月以上、公営企業については 9 ヶ月以上延滞した場合。 )
- ・ 財政状態から返済ができないと判断した場合
- ・ 法的に破綻した場合等

前述の要件に 1 つでも該当した貸出金は、その貸出金額と未収利息の合計額を不良債権とする。また、債務者に対する貸出金の一部が不良債権である場合、同債務者に対するその他の貸出金も、前述の要件に関わらず、不良債権に区分する。

なお、不良債権のうち、当初約定通りの返済が再び実行されるようになった貸出金については、正常債権に戻すことができる。

#### ( 2 ) 今後適用されるルール

前述の会計規定委員会の規定 2002-03 は、以下のように、現状の正常債権を 2 つに区分し、また不良債権についても 2 つに区分する規定を設けている。

##### 1 ) 正常債権 ( Encours sains )

正常債権のうち、条件緩和に伴い貸出金利息が市場金利以下に変更されたものは、条件緩和債権 ( Encours restructures ) に区分される。

条件緩和に伴い、貸出金利息を市場金利以下にしたことによって減少した現在価値について個別貸倒引当金を計上する ( 4 - 4 - 5 参照。 )

なお、当該条件緩和債権について、延滞が発生した場合には不良資産に区分される。

##### 2 ) 不良債権 ( Encours douteux )

不良債権のうち、財政破綻する可能性が高い債務者に対する債権は、危険性の高い不良債権 ( Encours douteux compromis ) に区分する。なお、危険性の高い不良債権に区分されずに 1 年を経過した不良債権は、危険性の高い不良債権に区分される。

危険性の高い不良債権に区分されると、未収利息は計上されない。一方で、危

険性の高い不良債権に区分されない不良債権は、未収利息は一旦計上されるが、未収利息の全額に対して個別貸倒引当金を計上する必要がある。

なお、規定 2002-03 によりリスクの低い順に債権を区分すると、<表 4 - 1 >の通りとなる。

<表 4 - 1 > 正常債権と不良債権の細区分

正常債権	その他の正常債権
	条件緩和債権
不良債権	その他の不良債権
	危険性の高い不良債権

### (3) 実務上の対応

実務上、銀行では、通常 3 ヶ月以上延滞した債権を、自動的に不良債権に区分している。また、延滞はしていないが、将来的に延滞する可能性が高い貸出金については、営業と審査部門の決定により、不良債権に区分している。

また、一般に銀行は、管理上、行内信用格付に応じて正常債権及び不良債権のそれぞれを更に細かく区分している。たとえば、今回の調査で、正常な債務者のうち、優良な債務者を 8 つ、注意を要する債務者を 2 つ、破綻する危険がある債務者を 2 つに区分して、信用リスクを管理している銀行も見受けられた。ただし、開示にあたっては、5 大銀行 (Societe Generale, BNP Paribas, Credit Lyonnais, Caisse d' Epargne, Credit Agricole) をはじめ多くの銀行は、銀行委員会のガイドラインに基づき、正常債権と不良債権の区分のみにて開示している。

なお、銀行全体の不良債権等の推移 (過去 10 年分) は、銀行委員会の公表している統計データに拠れば <表 4 - 2 > の通りとなっている。

<表 4 - 2 > 不良債権等の推移 (単位: 10 億ユーロ)

	貸出金額	不良債権額	引当金額	不良債権比率	引当率	貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額
1992年	948.7	65.9	29.6	6.9%	44.9%	データなし
1993年	953.4	77.3	37.2	8.1%	48.1%	データなし
1994年	948.8	88.4	42.4	9.3%	47.9%	11.7
1995年	967.6	82.9	43.0	8.6%	51.9%	10.4
1996年	958.0	77.6	43.5	8.1%	56.0%	9.7
1997年	1,007.5	69.4	42.1	6.9%	60.7%	8.3
1998年	1,025.7	66.4	41.4	6.5%	62.5%	5.5
1999年	1,101.0	63.8	41.1	5.8%	64.4%	5.3
2000年	1,211.0	60.4	38.7	5.0%	64.1%	3.6
2001年	1,278.0	61.6	38.2	4.8%	62.1%	3.4

出所; 銀行委員会 2001 年度アニュアル・レポートより作成。

#### 4 - 2 - 2 一般貸出金の評価と金融検査との関係

##### ( 1 ) 検査の実施

銀行に対する監督権限を有する銀行委員会は検査を実施し（検査マニュアルは非公表。）不良資産の状況及び償却・引当の水準を把握する。その結果、不良資産及び償却・引当の金額が妥当な水準でないと判断した場合、銀行に対して見直しを要求する。多くの場合、銀行は銀行委員会の指摘に従い、不良資産の区分の変更及び償却・引当の積増しを実施する。

##### ( 2 ) 当局向け報告書の分析

信用リスクについて、各銀行は、BAFI ( Base de donnees des Agents Financiers ) と呼ばれるハンドブックに基づいて当局向け報告書 ( BAFI 報告書と呼ばれる。 ) を作成して、定期的に銀行委員会に提出する。当報告書には、不良資産の金額に関する報告も含まれている。

#### 4 - 2 - 3 本邦との差異分析

フランスにおける貸出金の区分は、本邦における債務者区分の概念に近いと思われるが、本邦ほど精緻な債務者区分及び分類による自己査定は制度上求められていない。

#### 4 - 3 債権償却の方法

##### 4 - 3 - 1 債権償却の実施時期

###### ( 1 ) 現行ルール

どのような場合に債権償却を実施するかについて、法令、監督当局のガイドライン等、特別な規定は見受けられない。

###### ( 2 ) 今後適用されるルール

会計規定委員会の規定 2002-03 は、貸出金の回収ができないことが明確になった時点で、償却を実施する必要がある旨を規定している。ただし、貸出金の回収ができないとは、どのような場合であるかに関する具体的な規定はない。

なお、債権の一部ないしは未収利息の一部について債権放棄を実施した場合にも、償却を実施する。

###### ( 3 ) 実務上の対応

銀行は、償却に関する手続書を各自作成して各々償却を実施している。たとえば、ある銀行では、所定の行内信用格付以下になった場合、定期的開催される償却判定委員会において償却を実施するか否かを判定している。この委員会には、経営者と融資実行部署及び審査担当者が参加している。融資実行部署が貸出金は回収可能である旨の説明を行った場合でも、結果として、回収不能と判断された場合には、償却を実施している。

##### 4 - 3 - 2 債権償却の対象

債務者の貸出金の一部が不良債権である場合、同債務者に対するその他の貸出金も、前述の要件に関わらず、不良債権に区分する。ただし、償却については、償却判定委員会において貸出金毎に回収可能性を判断するため、ある債権が不良債権として区分され償却されるとしても、必ずしも債務者の貸出金の全てが、債権償却の対象になるとは限らない。

##### 4 - 3 - 3 債権償却額の算定

###### ( 1 ) 現行ルール

償却額は、貸出金額から担保や保証等による回収可能額を控除することにより算出される。しかし、銀行金融委員会の規定 91-01 には、担保や保証等による回収可能額の算定方法について、特別な規定は見受けられない。

## (2) 今後適用されるルール

会計規定委員会の規定 2002-03 においても、担保や保証等による回収可能額の算定方法について、特別な規定は見受けられない。

## (3) 実務上の対応

基本的には、貸出金額と未収利息の合計金額の全額を償却する。ただし、債権の売却等により回収可能な金額については、償却は行わない。また、既に引当金を計上している場合には、当該引当金をもって充当する。

### 4 - 3 - 4 本邦との差異分析

債権償却に関して、貸出金（及び未収利息）の全部または一部が回収不能と判断された場合に債権償却を行う点では本邦と特段の差異はない。しかし、債権償却の認識・測定が自己査定結果（債務者区分、分類）と必ずしも本邦ほど密接に結びついてはいないように見受けられる。

#### 4 - 4 貸倒引当金に関する会計処理、表示

##### 4 - 4 - 1 貸倒引当金の種類

銀行委員会のガイドライン“ Note methodologique 1 ”は、貸倒引当金として、個別貸倒引当金とカントリー・リスク引当金を定めている。

<表 4 - 3 > 貸倒引当金の種類

引当金の種類	計上対象	
	正常債権	不良債権
個別貸倒引当金	×	
カントリー・リスク引当金		

なお、ガイドラインには規定されていないが、慎重性の観点から、実務上、特定業種に対する貸倒引当金を計上している銀行もある。

##### ( 1 ) 個別貸倒引当金

個別貸倒引当金とは、不良債権について、個々の貸出金毎に回収不能（見込）額を把握して計上される貸倒引当金をいう。

なお、今回調査した中では、消費者ローン等の中小規模の貸出金について個別に回収不能額を判定することが実務上困難であることから、信用格付の区分毎に、予想損失率を求め、信用格付の各区分の債権額に当該予想損失率を乗じて、貸倒引当金を算出している銀行も見受けられた。この貸倒損失の見積方法にも係わらず、当該貸倒引当金は個別貸倒引当金として位置付けられていると考えられる。

##### ( 2 ) カントリー・リスク引当金

カントリー・リスク引当金とは、個別企業の財政状態ではなく、その債務者が所在している国の影響を受けて生じる貸倒リスクに備えて積立てられる引当金をいう。カントリー・リスク引当金は、国毎に集計された貸出金に、国毎に決められた貸倒引当率を乗じることにより算出する。貸倒引当率については、政情の安定性や財政収支等を勘案して、各銀行が独自に決めているが、事前に銀行委員会の承認を必要とする。その承認に当たって、銀行委員会は、管轄する全銀行の前年のカントリー・リスクに係る貸倒引当率の平均値を参考にしている。

##### ( 3 ) 特定業種に対する貸倒引当金

特定業種に対する貸倒引当金は、個別企業の財政状態ではなく、特定業種を営んでいることによって生じる貸倒リスクに備えて積立てられる引当金のことである。貸倒リスクが高いと判断された業種毎に集計された貸出金に、業種毎に決められた貸倒引当率を乗じることにより算出する。

#### 4 - 4 - 2 貸倒引当金の計上額の算定方法

銀行金融委員会の規定 91-01 は、商法の規定を準用する旨を規定している。商法においては、期末における価値で資産を表示する必要があることから、個別貸倒引当金は、期末の貸出金の償却・引当処理前簿価からその時点での貸出金の価値を差し引くことにより求められると解釈される。

#### 4 - 4 - 3 貸倒引当金の表示方法

##### ( 1 ) 現行ルール

銀行金融委員会の規定 91-01 に基づき、貸借対照表上、個別貸倒引当金は貸出金額から控除され、貸出金は純額で表示される。

カントリー・リスク引当金及び特定業種に対する貸倒引当金は、貸借対照表上、リスク・費用引当金という負債項目として表示される。

なお、貸出金について純額で表示しただけでは財務状況及び損益について正確な状態を十分に表せないため、個別貸倒引当金残高は、財務諸表に注記され、かつ附属明細書に貸倒引当金等の詳細が記載される。加えて、証券取引所委員会の勧告 2000-01 に基づき上場銀行は、個別貸倒引当金の業種別、産業別等の明細を開示することが求められている。

##### ( 2 ) 今後適用されるルール

会計規定委員会の規定 2002-03 は、以下の事項について開示を求めている。

- ・ 財政状態及び内外の信用格付に応じた貸出金の区分
- ・ 正常債権と不良債権の区分方法
- ・ 不良債権を正常債権に再度区分した場合には、その債権の詳しい状況
- ・ 条件緩和債権及び危険性の高い不良債権の定義
- ・ 償却基準
- ・ リスク管理方法及び保全管理方法
- ・ 将来キャッシュ・フローの見積方法と割引率
- ・ セグメント（地域別、業種別、期日別）毎の貸出金額及び引当金額

#### 4 - 4 - 4 貸倒実績率及び予想損失率の適用と算定方法

##### ( 1 ) 予想損失率と貸倒引当金との関係

4 - 4 - 1 に記したとおり、個別貸倒引当金の算定において、予想損失率を用いる場合がある。

## (2) 予想損失率の算出方法

貸倒実績率の算定については、損失の測定期間はどれくらいか及び何期分の平均を用いるか等の規定は見受けられない。なお、貸倒実績率を用いた場合であっても、実際の損失額と乖離する可能性が高いため、貸倒実績率だけではなく、手続書において、銀行が各自で定めた一定の固定引当率を選択することもできる。なお、引当率の目安となるような基準引当率等は公表されていない。

予想損失率の算定方法については、銀行が独自に作成した手続書に基づいて実施されるため、各銀行によって異なり得る。なお、当該手続書については、銀行委員会が事後的に検証を行っており、その意味では監督当局による規制がかかっていると見ることもできる。

### 4 - 4 - 5 DCF 法の適用と算定方法

#### (1) DCF 法の適用の有無

会計規定委員会の規定 2002-03 において、DCF 法が規則上導入されている。4 - 1 - 4 (2) に記したように、規定 2002-03 による DCF 法の適用には猶予期間があるため、今回の調査では実務上の対応に関する情報は得られる状況ではなかった。

#### (2) DCF 法の対象

規定 2002-03 では、DCF 法適用の基準日時点での当初約定キャッシュ・フロー（当初約定された元利返済合計額の残額）に比し、将来キャッシュ・フローの減少が予想される場合に、DCF 法を適用することが要請されている。ただし、具体的な DCF 法の適用については、猶予期間ということもあり、今後の実務のなかで明確になっていくものと思われる。

#### (3) 将来キャッシュ・フローの見積方法

規定 2002-03 において、将来キャッシュ・フローは、債務者の財政状態、経済の状況、担保の価値等を考慮して見積もるとされている。

#### (4) 割引率

規定 2003-03 では、固定利率の貸出金の場合には、当初約定利率を割引率として用いる旨規定されている。また、変動利率の貸出金の場合には、危険性の高い不良債権に区分される直前の約定利率を割引率として用いるとされている。

#### 4 - 4 - 6 本邦との差異分析

本邦とフランスでは、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の対象が異なる。すなわち、本邦では、正常先及び要注意先といった貸倒リスクが低い債務者に対しては一般貸倒引当金を、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先といった貸倒リスクが高い債務者に対しては個別貸倒引当金を計上している。

一方、フランスでは、銀行委員会のガイドラインの下、不良債権に区分される債権の回収不能見込部分に対して、個別貸倒引当金を計上する。ここで、一般貸倒引当金という概念はないものの、既述のとおり、個別債権毎に回収不能額の判定が困難である債務者に対して、本邦の一般貸倒引当金と類似した方法で回収不能見込額を算定し、個別貸倒引当金として計上する実務が見受けられた。

#### 4 - 5 信用リスク管理モデル

##### 4 - 5 - 1 信用リスク管理モデルの導入状況

信用リスク管理モデルを償却・引当及びリスク・アセットの算出に導入している銀行は、今回の調査では見受けられなかった。

##### 4 - 5 - 2 信用リスク管理モデルを償却・引当及びリスク・アセット算出に用いている銀行に対する特別の開示要求の有無

信用リスク管理モデルの開示について、法規制、ガイドライン、業界ルール及び会計基準は見受けられない。

実務上、多くのフランスの銀行は、信用格付、総回収率及びマーケット等に関するデータを開示している。ただし、それらは、計量化モデルや償却・引当に関連する開示を意図したものではないように見受けられる。

##### 4 - 5 - 3 新 BIS 規制案を踏まえて前倒して既にリスク・アセット計測手法を開示している金融機関の有無

今回の調査では、新 BIS 規制案を意識したリスク・アセット計測手法の開示例は見受けられなかった。

## 参考文献

### 第1章 米国

#### 書籍

- ・中央青山監査法人 編「アメリカの会計原則 2003年版」東洋経済新報社 2002年
- ・新井清光 編「英和会計経理用語辞典〔第2版〕」中央経済社 1999年

### 第2章 英国

#### 書籍

- ・John Hitchins, Mitchell Hogg, David Mallet “Banking-A regulatory Accounting and Auditing Guide” abg professional information, 2001

#### ウェブサイト

- ・Bank of England Website (<http://www.bankofengland.co.uk/>)  
参照資料: Statistical abstract 2002-part 1, table 7, Write-offs and other revaluations of loans by banks 1993 to 2001  
(<http://www.bankofengland.co.uk/mfsd/abst/ab1t7.xls>)

### 第3章 ドイツ

#### 書籍

- ・中村宣一郎・伊豫田隆俊・田村威文・斉野純子 著「イントロダクション 国際会計」同文館出版 2000年
- ・若杉明編 著「会計制度の国際比較」中央経済社 1992年
- ・宮上一男・W・フレーリックス 監修「現代ドイツ商法典〔第2版〕」森山書店 1993年

### 第4章 フランス

#### 書籍

- ・若杉明編 著「会計制度の国際比較」中央経済社 1992年
- ・日本監査研究学会 EU 会計・監査制度研究部会 編「EUにおける会計・監査制度の調和化」中央経済社 1998年